

◎議長挨拶及び諸般の報告

○議長（永井一行君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和7年第2回昭和村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早速ご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

今回、6年ぶりとなる第7回やさい王国昭和村河岸段丘マラソン大会が5月25日に開催され、多くの参加者と観客を迎えることができ、村内外の皆様の笑顔と活気があふれ、大変意義深い大会となりました。準備、運営に当たられた関係者の皆様に、そして温かく迎えてくださった村民の皆様に心より感謝申し上げます。

さて、我が国の経済を見ますと、長引く円安や資源価格の高騰により物価の上昇が続いており、我々の生活に大きな影響を与えております。

中でも米の価格が高騰しており、消費者の負担軽減と農業従事者への支援という両面の対応が求められる状況であります。

政府においても、物価高騰対策などの政策が講じられておりますが、私たち地方自治体の役割もますます重要となってきております。地域住民の安心・安全な暮らしを守り、将来にわたって持続可能な村づくりを進めていくために、本定例会ではより一層、建設的な議論を重ねてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、地域の声をしっかりと反映させながら、活発なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

さて、閉会中は、議員各位におかれましては、各般にわたり活発な議員活動を展開していただき、村政の推進にご尽力を賜りましたことに対し、心から感謝申し上げます。

4月7日は村内の小・中学校で入学式が行われ、少子化が進む中、将来の昭和村を担う子供たちが、希望を胸いっぱいに膨らませ入学されました。

4月14日から19日まで6日間の日程で、オーストラリアへ海外視察に行つてまいりました。ウーロンゴン市にあるオーガニック農場を訪問し、ニンニクやレタスなど多品目に渡る有機栽培での取組みなどを視察いたしました。

4月26日には、村の木「さくら」の記念植樹が行われ、4組の新婚さんが参加いたしました。議員各位にも毎年、ご協力をいただいておりますが、植樹した桜がやがて美しく咲き誇ることを祈念しております。

5月2日は赤城山船ヶ鼻登山道の安全祈願祭が行われ、登山者の安全と無事故、無災害を祈願してまいりました。

また、5月9日には、文教産建常任委員会における春の道路愛護巡視が行われ、村内全域にわたり、道路愛護の状況及び村道維持管理状況等を巡視し、村道の状況や対応について検討いたしました。

5月23日には、利根郡議会議長会総会が開催され、不肖、私が会長に選任され、もとより微力ではございますが、職責の重さに身の引き締まる思いであります。どうか今後とも皆様の温かいお力添えと変わらぬご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

5月27日には、東京国際フォーラムにおいて、全国町村議会議長・副議長研修会が開催され、災害と議会、議員の役割などについて、研修してまいりました。

5月29日には、群馬県町村議会議長会臨時総会及び町村議会議長事務局長研修会が開催されました。研修会では、「議会運営の実務」と題して講演があり、大変有意義な研修会となりました。

6月2日には、敬老会と福祉大会が開催され、ダイヤモンド婚20組、金婚17組、傘寿を迎えられた62名の方々、また地域福祉に貢献された6名の方々が表彰されました。心よりお祝い申し上げます。

さて、今定例会におきましては、承認5件、議案6件、報告2件、合計13件が村長から提出されております。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、円満な中で終了できますようお願い申し上げます。

終わりに、執行部皆様方のご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（永井一行君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しております。

す。

ただいまから令和7年第2回昭和村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎村長挨拶及び行政報告

○議長（永井一行君） 村長挨拶及び行政報告をお願いいたします。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和7年、第2回議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中ご参集をいただき開会できますことにまずもって御礼申し上げます。

私が村長に就任してから1年が経過いたしました。1年前の6月議会において、所信表明を行ったことが、昨日のこのように思い出されます。

この1年間を振り返ってみますと、大小様々な問題がございましたが、一つ一つ乗り越えてこられたのも、議員皆様のご理解とご協力があったことと思います。改めまして、厚く御礼申し上げます。

さて、村内では大きな災害もなく、非常に安堵しておりましたが、全国に目を向けますと、9月には能登地方で大雨、2月には北海道から東北、北陸を中心に記録的な大雪による被害が多数発生いたしました。いまだ復興の途中にある地域のことを考えますと、胸が痛むところであります。

そして、全国的には「令和の米騒動」など表現されておりますが、米の価格高騰や品不足により国が保管している備蓄米を放出し、その方法などを巡り、さらなる混乱を招いております。

物価高も重なり、消費者のことを考えると1円でも安く手に入れることが望ましいと思いますが、生産者のことを考えれば、適正な価格での取引となるよう落ち着いてくれるこ

とを切に願うばかりです。

昭和村でも農産物、特にこんにゃくの価格低迷に伴い、様々な方法で対策に取り組んでまいりました。

国会議員や知事に対して要望書を提出し、3月議会では昭和村の大地からの贈り物をたくさん食べよう推進条例を制定しました。毎月29日をやさい王国昭和村の日として、早速、4月と5月はしらたきの配布など、昭和村の農産物のPR事業を実施してまいりました。

やはり昭和村は農業が中心の村であります。農業に元気がなければ、村も元気がなくなります。全ての産業が輝ける村になるためにも、引き続き、農業支援に力を注いでいきたいと思います。

それでは、3月議会定例会以降の主な行政報告をさせていただきます。

3月16日は第43回村民芸能祭に出席いたしました。皆さんのすばらしい発表を楽しませていただき、私自身もコーラスアンダンテの一員として参加をさせていただきました。

20日は沼田高校、沼田女子高校から新沼田高校への継志式に出席いたしました。

22日は村内保育園の卒園式を、24日は村内小学校の卒業式に出席いたしました。

27日はよい歯の子と育てた家族の表彰式を行いました。

30日は当時、沼田女子高校3年生で貝野瀬在住の笠原怜姫さんがフェンシングの世界大会に出場されるというとのことで、壮行会に出席いたしました。

4月1日は新たに任命した者や新採用の職員などに対し、辞令交付を行いました。

4日は第一保育園と子育て保育園の入園式、7日は小学校及び中学校の入学式に出席いたしました。

10日は新たに農業委員になられた方々に委嘱状を交付し、第1回農業委員会を開催いたしました。

14日から19日にかけて、議員の皆様とオーストラリアへ視察研修に行つてまいりました。

26日は婚姻者に対する記念植樹を長者の原結婚の森で行いました。

29日は昭和100周年記念イベントとやさい王国昭和村の日制定を記念して、道の駅あぐりーむ昭和でイベントを開催し、コンニャク製品をPRいたしました。

5月2日は赤城山船ヶ鼻登山道の安全祈願祭を執り行いました。

9日は春の道路愛護の成果を確認すべく、文教産建常任委員会の皆様と道路巡視を行い

ました。

12日は群馬県町村会の研修及び臨時総会に出席いたしました。

22日は利根沼田猟友会通常総会に出席いたしました。

23日は前村長の堤盛吉氏に対し、叙勲の伝達式を執り行いました。

25日は6年振りの開催となる第7回やさい王国昭和村河岸段丘マラソンを開催いたしました。当日は雨予報でしたが、雨も上がり、1,300人を超えるランナーが昭和村のすばらしい景観の中を駆け抜けていきました。

26日と27日は関東町村会のトップセミナーに出席いたしました。

6月2日は敬老会及び福祉大会に出席いたしました。

さて、本定例会にお願いする案件につきましては、専決処分事項の承認5件、条例改正4件、人事案件1件、補正予算1件、報告2件の合計13件をお願いするものであります。

十分ご審議をいただき、原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げ、開会に当たりましての挨拶並びに行政報告とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永井一行君） 日程第1、会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、5番議員、林勝美君、6番議員、阿部孝司君を指名いたします。

◎日程第2 会期の件について

○議長（永井一行君） 日程第2、会期の件についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日5日より13日までの9日間とし、この間、十分議会活動をしていただきたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、会期は本日より13日までの9日間と決定いたしました。

これより議案審議に入ります。

◎日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（昭和村税条例の一部を改正する条例について）

○議長（永井一行君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（昭和村税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、4月1日から施行することに伴い、昭和村税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、3月31日をもって専決処分したので、議会の承認を求めるものであります。

主な改正の内容であります。軽自動車税につきまして、二輪車の車両区分が見直され、原動機付自転車のうち、排気量が125cc以下で、最高出力を50cc相当の4.0キロワット以下に制御された新基準原付に係る種別割税率を新たに追加し、年額は50cc以下と同額の2,000円といたします。

また、マイナ免許証の運用開始に伴い、軽自動車の種別割減免申請時に必要な運転免許証の提示義務に係る規定を整備するものであります。

次に、固定資産税につきましては、令和2年7月に熊本県を中心に発生した豪雨被害に対し、策定された被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置等について、常設規定の適用期間終了後も被災者支援を継続するため、適用期限が2年延長され、それに合わせて附則を改正するものであります。

以上が、昭和村税条例の主な改正内容であります。

十分ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします
ます。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（昭和村税条例の一部
を改正する条例について）を採決いたします。

本件について承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎日程第4 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（昭和村国民健康保
険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（永井一行君） 日程第4、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについ
て（昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、3月31日をもって専決処分したので、議会の承認を求めるものであります。

主な改正内容であります。国保税の課税限度額について、基礎課税額が65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額が24万円から26万円に引き上げられ、これにより全体の課税限度額は106万円から109万円になりました。

また、国保税の軽減対象となる判定所得の算定において、基礎控除額43万円に加算する被保険者の数に乗すべき金額を5割軽減では29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減では54万5,000円から56万円に引き上げられました。

以上が、昭和村国民健康保険税条例の主な改正内容であります。

十分ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

林幸司君。

○9番（林 幸司君） せっかくでありますので、税務会計課長さんにお伺いをいたします。

最高限度額引上げに伴いまして、国保税が増税される世帯数、増税額の本算定がもう済んでおると思いますので、増税世帯数、増税額について、また軽減の関係については減税額、減税世帯数について本算定内容について説明をしていただければありがたいと思います。

○議長（永井一行君） 税務会計課長。

○税務会計課長（諸田光明君） ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

本算定につきましては、まだ本算定をしていない状況でございます。今、入力をしてい

る時点でありますので、試算等もできない状況でございますので、はっきりした数字は申し上げられませんが、農業所得におきましては、前年度より増額をしておりますので、多少増えるのではないかと考えており、限度額の対象世帯が多少増えるのではないのかなという気がしております。

また、減免対象世帯でございますが、こちらにつきましては、外国人等が多く対象者となられているようでありまして、その異動等も大変ありますので、これから本算定をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

○9番（林 幸司君） おおむねどのぐらい増税になるのか、減税になるのかというのは、全く試算も計算もしていないのでしょうか。

本算定でなくてもおおむねこのくらい増税になりそうだ、減税になりそうだという数字も説明ができないのでしょうか。

○議長（永井一行君） 税務会計課長。

○税務会計課長（諸田光明君） ただいまのご質問につきましてお答えをさせていただきます。試算する上でのデータ等が全て入力されておきませんので、できない状況にございますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（永井一行君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を採決いたします。

本件については承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎日程第5 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度昭和村一般会計補正予算（第6号））

○議長（永井一行君） 日程第5、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度昭和村一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和6年度昭和村一般会計補正予算（第6号）を専決処分したものであります。

補正額につきましては、歳入歳出それぞれ2,462万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を58億9,605万円とするものであります。

まず、歳入であります。2款地方譲与税は、1項地方揮発油譲与税から3項森林環境譲与税まで交付額の確定により合計で962万7,000円の増額となります。

3款利子割交付金は、交付額の確定により13万4,000円の減額となります。

4款配当割交付金は、交付額の確定により529万2,000円の増額となります。

5款株式等譲渡所得割交付金は、交付額の確定により784万6,000円の増額となります。

6款法人事業税交付金は、交付額の確定により881万4,000円の増額となります。

7款地方消費税交付金は、交付額の確定により3,025万2,000円の増額となります。

9 款環境性能割交付金は、交付額の確定により833万3,000円の増額となります。

10 款地方特例交付金は、交付額の確定により332万8,000円の増額となります。

11 款地方交付税は、特別交付税の交付額の確定により8,888万5,000円の増額となります。

12 款交通安全対策特別交付金は、交付額の確定により6万5,000円の減額となります。

15 款国庫支出金 1 項国庫負担金は、子育てのための施設等利用負担金の実績見込み等により1万2,000円の減額となります。2 項国庫補助金は、地域少子化対策重点推進交付金事業や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の実績見込みにより152万5,000円の減額となります。

16 款県支出金 1 項県負担金は、子育てのための施設等利用負担金の実績見込みにより6,000円の減額、2 項県補助金は、じん臓機能障害者通院交通費補助金や群馬県若年がん患者住宅療養支援事業補助金等の実績見込みにより27万円の減額となります。

17 款財産収入は、各基金の利子収入で406万8,000円の増額となります。

18 款寄附金は、板橋区の荒井宏二さんからの学校に対する指定寄附及びふるさと納税の寄附実績により合計で4,865万1,000円の増額となります。

19 款繰入金は、歳出の増減に合わせて財政調整基金繰入金が1億3,678万5,000円の減額、ふるさと納税の特産品返礼事業等の実績見込みにより緑の大地ふるさとしょうわ基金繰入金が9,597万4,000円の減額となります。

21 款諸収入は、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策推進交付金等の実績見込みにより475万1,000円の減額となります。

22 款村債は、事業費の確定などにより20万円の減額となります。

続いて、歳出であります。2 款総務費 1 項総務管理費は、1 目一般管理費で、緑の大地ふるさとしょうわ特産品返礼事業の実績見込みにより9,597万4,000円の減額、3 目財政管理費は、指定寄附やふるさと納税寄附金、基金の利子収入などの積立により5,469万円の増額、6 目企画費は、結婚新生活支援事業の実績見込みにより143万円の減額となります。

3 款民生費 1 項社会福祉費は、じん臓機能障害者通院交通費補助事業の事業費の実績見込みにより18万円の減額、2 項児童福祉費は、保育園の職員人件費の不足分の追加などにより41万4,000円の増額となります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費は、誕生祝金の不足分の追加や若年がん患者支援事業の実績見込みによる減、こども家庭センターの職員人件費の追加などにより 8 万 6,000 円の減額となります。

6 款農林水産業費 2 項林業費は、交付額の確定による森林環境譲与税基金積立金の減や有害鳥獣事業の実績見込みにより 46 万円の減額となります。

8 款土木費 1 項道路橋梁費は、3 月分の除雪費の不足などにより 1,840 万円の増額となります。

9 款消防費は、地方債の借入額の変更による財源更正となります。

次に、第 2 表の繰越明許費についてですが、9 款消防費 1 項消防費の災害対策費は、Jアラート受信アンテナの設置に伴い、アンテナ設置箇所の調査及び設計に時間を要し、事業が年度内に完了しないため、312 万 3,000 円を令和 7 年度へ繰り越すものであります。

以上が、今回お願いをいたします専決処分の内容であります。十分ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

9 番、林幸司君。

○9 番（林 幸司君） 総務費の財産管理費に関わって、総務課長に伺います。

過日、第二村長室が閉鎖をされたという話を聞きました。

話によりますと、監査委員会で厳しい指摘があつて、閉鎖をしたというようでございますが、総務課長にお聞きをいたします。

監査委員会でどのような指摘がなされて、第二村長室を閉鎖したのか、説明していただきたい。

○議長（永井一行君） 総務課長。

○総務課長（堤 美德君） ただいまの質問にお答えをいたします。

1 階の第二村長室でありますけれども、もともとあそこは医務室というようなことで、当初建設をしたわけなんですけれども、監査委員のほうから医務室に関しては、例えば、職員もそうですし、一般の村民の方が来庁した、そのときに体調を壊したりした場合に部

屋が使えないとなると、非常に問題じゃないかというような指摘を受けまして、今回医務室に戻すということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

○9番（林 幸司君） 当初からいろいろと指摘は幾つかあったと思いますが、私も昨年9月に一般質問でもいろいろお聞きをいたしました。村民とのいろいろな関係で設置をしたということで効果はあるかのような答弁をいただいたことがありますけれども、監査委員のほうから医務室の役割に支障を来すから駄目だということは、医務室に第二村長室を設けることは不適切だったという指摘があったということですから、村長にお伺いいたします。

医務室に第二村長室を設置して撤去したのは、不適切だったから撤去したということを村長はお認めになりますでしょうか。

○議長（永井一行君） 村長。

○村長（高橋幸一郎君） 総務課長のほうから答弁させていただきましたが、監査委員さんからの話もちろんございましたが、米山さんともお話をさせていただいて、いろんな状況の中で医務室という形で当初計画されたところでございますので、そこをお借りしまして、村民の方々が来て、直接いろいろとお昼に使用をさせていただいていたんですけれども、いろいろと話をされる方もおられましたので、そういった形で使わせていただきました。

そういう形で、今、医務室という形で皆さんに使っていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

○9番（林 幸司君） 不適切だったから撤去したんじゃないですか。監査委員の指摘を受けて、これ村長に認めてもらいたいんですよ、村長。村長はいいことだからと始めたんですけども、そういう指摘があつて撤去したということは、そういう不適切だった、医務室を第二村長室に使うのは好ましくなかった、だから撤去したんですということを村長認めないと、設置したときも私、報告受けていませんし、撤去したという報告も村長からはありません。

これは別に執行部のことですから、村長から議会に設置しました、撤去しました、報告

する義務はないと思いますけれども、村長肝煎りで始まった施策なんですから、一応総括として、医務室に設置したことは不適切だったと村長認めてください。

○議長（永井一行君） 村長。

○村長（高橋幸一郎君） 林議員さんがおっしゃる意味がよく理解できないものでございますので、ご返答はさせていただきます。

○議長（永井一行君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度昭和村一般会計補正予算（第6号））を採決いたします。

本件については承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、承認第3号は承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号））

○議長（永井一行君） 日程第6、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和6年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を専決処分したものであります。

補正額につきましては、歳入歳出それぞれ126万円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億8,065万2,000円とするものであります。

まず、歳入であります。1款国民健康保険税は、収入実績により26万円の減額となります。

7款繰入金1項他会計繰入金は、出生数の減少実績により一般会計繰入金が100万円の減額となります。

次に、歳出であります。1款総務費は、業務システム使用料の変更により1万4,000円の増額となります。

2款保険給付費1項療養諸費は、療養給付費の実績により1,394万6,000円の減額、2項高額療養費は、給付実績により281万円の増額となります。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、保険給付金等の精算により986万2,000円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします専決処分の内容であります。十分ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより承認第４号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和６年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第４号））を採決いたします。

本件については承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、承認第４号は承認することに決定しました。

◎日程第７ 承認第５号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和６年度昭和村後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第４号））

○議長（永井一行君） 日程第７、承認第５号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和６年度昭和村後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第４号））を議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 承認第５号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和６年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を専決処分したものであります。

補正額につきましては、歳入歳出それぞれ31万2,000円を減額し、歳入歳出予算の額を1億1,132万7,000円とするものであります。

まず、歳入であります、1款後期高齢者医療保険料は、普通徴収保険料の収入実績により27万2,000円の減額となります。

4款諸収入4項受託事業収入は、人間ドック補助対象者の減少に伴い、4万円の減額となります。

次に、歳出であります、1款総務費は、業務システム委託料の変更や、人間ドック補助対象者の減少等により31万2,000円の減額となります。

以上が、今回お願いいたします専決処分の内容であります。

十分ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））を採決いたします。

本件については承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、承認第5号は承認することに決定しました。

◎日程第 8 議案第 26 号 昭和村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長（永井一行君） 日程第 8、議案第 26 号 昭和村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第 26 号 昭和村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、令和 6 年度の人事院勧告で示された仕事と生活の両立支援の拡充の一部項目に対応するものであります。

改正内容につきましては、育児休業の制度の 1 つである部分休業を取得しやすくするため、新たな枠組みを設けます。

働き方改革が叫ばれる中、役場職員が仕事と生活を両立し、能力を最大限発揮できるような環境を整えていきたいと考えております。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第 26 号につきましては、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第 9 議案第 27 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
に

ついて

○議長（永井一行君） 日程第9、議案第27号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第27号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、令和6年度の人事院勧告で示された仕事と生活の両立支援の拡充の一部項目に対応するものであります。

改正内容につきましては、子供の年齢に応じた柔軟な働き方を実現させるため、本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対し、育児休業制度の情報提供等を行うことを義務づけます。

そして、3歳に満たない子供を養育する職員に対し、育児に関わる両立支援制度に関する情報提供及び意向確認を行います。

先ほどご説明しました昭和村職員の育児休業等に関する条例の一部改正と同様に、役場職員が仕事と生活を両立し、能力を最大限発揮できるよう環境を整えていきたいと考えております。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第27号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第10 議案第28号 昭和村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一

部を改正する条例について

○議長（永井一行君） 日程第10、議案第28号 昭和村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第28号 昭和村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填制度について、対象施設の設置期限を3年延長し、令和10年3月31日までとするものであります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第28号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第11 議案第29号 昭和村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君） 日程第11、議案第29号 昭和村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第29号 昭和村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本村では、昭和村土砂等による埋立て等の規制に関する条例、通称「昭和村土砂条例」により土砂等の崩落による災害発生及び有害物質の混入による土壌汚染を防止し、住民生活の安全の確保及び生活環境の安全を図るための規制を行っております。

本案件は、盛土等を行う土地の用途やその目的に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法が令和5年5月26日に施行され、群馬県では令和7年5月26日から規制が適用されていることから、昭和村土砂条例において、盛土規制法と重複する規制を整理するための改正となります。

主な内容としましては、盛土規制法の許可対象となる盛土等は、事前に土砂等の搬入計画を届けなければならないこととし、搬入計画の届け出後は実際に搬入する土砂等に関わる事前届け出や定期的な土壌検査の実施を義務づける、これまでと同様に生活環境の保全を維持する内容となっております。

以上が、昭和村土砂等による埋立て等の規制に関する条例の主な改正内容であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第29号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第12 議案第30号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第1号）について

○議長（永井一行君） 日程第12、議案第30号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第30号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ7,895万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億3,595万3,000円とするものであります。

まず、歳入であります。15款国庫支出金2項国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加などにより4,009万9,000円の増額となります。

16款県支出金2項県補助金は、キノコ栽培施設整備費を助成する特用林産物生産活力アップ事業補助金などの追加により445万7,000円の増額となります。

18款寄附金は、一般寄附の申し出があったことにより600万円の増額となります。

19款繰入金は、財源調整により財政調整基金繰入金が2,790万6,000円の増額となります。

21款諸収入は、群馬県市町村振興協会魅力あるコミュニティー事業助成金の増により49万1,000円の増額となります。

次に歳出であります。1項議会費は、人事異動などによる職員人件費の増で、72万4,000円の増額となります。

2款総務費1項総務管理費は、1目一般管理費で、特別職員人件費の減や、人事異動及び任期付職員の採用などにより760万9,000円の増額、6目企画費は、森下下宿区住民センターの改修内容の変更に伴う群馬県市町村振興協会魅力あるコミュニティー事業助成金の増やイーグルポイント市長等来村に伴う受入れ費用として169万1,000円の増額、10目諸費は行政区の回覧板の作成費で、34万7,000円の増額となります。

2項徴税費は、人事異動等による職員人件費の増やぐんぎんweb口座振替受付サービス手数料の追加により111万6,000円の増額、3項戸籍住民基本台帳費は、人事異動等による職員人件費の増により39万9,000円の増額となります。

3款民生費1項社会福祉費は、定額減税の不足給付による物価高騰対策給付金や障害者福祉システムの改修費の増などにより4,102万5,000円の増額、2項児童福祉費は、保育園

の人事異動などにより76万2,000円の増額となります。

4款衛生費1項保健衛生費は、人事異動などにより職員人件費の増や持病を抱える妊婦の分娩時の交通費の補助の開始、健康かるてシステムの改修費の追加などにより117万5,000円の増額、2項環境衛生費は、人事異動により41万5,000円の減額となります。

6款農林水産業費1項農業費は、人事異動等による職員人件費の増で、64万円の増額となります。

2項林業費は、きのこ栽培施設整備費の補助として、特用林産物生産活力アップ事業補助金が531万6,000円の増額となります。

7款商工費2項観光費は、1目観光総務費で、観光パンフレットの作成費で26万1,000円の増額、2目観光振興費は、こんにやく消費拡大事業の事業費の追加やさくらまつりで照明設置費が不足したため、追加で補助金を交付するため、621万円の増額、3目観光施設費は、昭和の森山荘用地の境界確定測量費の追加や昭和の森ゴルフ場のグリーン芝管理機購入費の増、村内観光トイレの便器清掃委託料の追加により846万1,000円の増額となります。

8款土木費1項道路橋梁費は、人事異動等による職員人件費の増により24万円の増額となります。

10款教育費1項教育総務費は、人事異動等による職員人件費の増により42万8,000円の増額、5項社会教育費は、人事異動による職員人件費の増により63万9,000円の増額、6項保健体育費は、中学校部活の地域クラブ活動支援補助金の追加や体育施設照明LED化事業の工事監理委託料の追加、給食センター洗浄室の空調整備改修のための設計委託料の追加により879万6,000円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします一般会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第30号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第 1 2 議案第 3 1 号 昭和村固定資産評価員の選任同意について

○議長（永井一行君） 日程第13、議案第31号 昭和村固定資産評価員の選任同意についてを議題といたします。

本人から退席の申し出がありましたので、許可いたします。

諸田光明君。

〔退席〕

○議長（永井一行君） 職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第31号 昭和村固定資産評価員の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

本年4月1日付けの職員人事異動に伴い、税務会計課長島田宏充の後任である諸田光明を新たに固定資産評価員に選任してよろしいかお諮りし、同意をお願いするものであります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第31号 昭和村固定資産評価員の選任同意についてを採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

諸田光明君の入場を許可します。

〔入場〕

◎日程第14 報告第1号 令和6年度昭和村一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（永井一行君） 日程第14、報告第1号 令和6年度昭和村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 報告第1号 令和6年度昭和村一般会計繰越明許費繰越計算書について、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年度昭和村一般会計補正予算第5号及び第6号において、繰越明許費の承認をいただきました、総務管理事業のアナログ規制支援業務委託、生活支援対策事業費の物価高騰対策給付金事業、簡易水道事業の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、農道整備事業費の小規模農村整備事業、下水道事業費の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、道路維持補修事業費の地方創生道整備推進交付金事業、村道永井中野線道路舗装工事、橋梁維持費の君河原橋耐震補強事業、非常備消防費のポンプ車購入費、消防施設事業の防火水槽改良工事、災害対策費のJアラート受信アンテナ設置工事につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により計算書を調整し、議会に報告するものであります。

十分にご審議くださいますようお願い申し上げ、なお、必要に応じましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして、報告第1号 令和6年度昭和村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

◎日程第15 報告第2号 昭和村土地開発公社の財政状況報告について

○議長（永井一行君） 日程第15、報告第2号 昭和村土地開発公社の財政状況報告についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 報告第2号 昭和村土地開発公社の財政状況報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、昭和村土地開発公社の令和6年度の事業報告書、損益計算書、貸借対照表、財産目録及び令和7年度の事業計画書、資金計画書、予定損益計算書及び予定貸借対照表につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

十分にご審議くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして、報告第2号 昭和村土地開発公社の財政状況報告についてを終了いたします。

以上で、村長提案を終わります。

お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

11時25分から再開いたしますので、よろしくお願いします。

午前11時12分休憩

午前11時25分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第16 一般質問について

○議長（永井一行君） 日程第16、一般質問を行います。

順次発言を許します。最初に3番議員 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） それでは、一般質問をさせていただきます。

さきに配付をされました令和6年度ふるさと納税寄附実績を見ますと、大幅な減額になっております。多くの事業に、このふるさと納税を財源に充てておりますが、これから村は、学校建設などもろもろの事業がある中で、ますます堅実な財政運営に取り組む必要があります。これらの事を踏まえた中で、さきの通告どおり、次の2点について一般質問をいたします。

①、本村における移住・定住施策の取り組みは。

日本で最も移住したいと思われている都道府県は群馬県との新聞報道がなされました。これは、ふるさと回帰支援センターに足を運んだ相談者や、セミナー参加者を対象に行わ

れたアンケート調査を基に発表された最新の移住希望地ランキングの結果です。なぜ群馬県が移住先の一番になれたのでしょうか。

それは、都心へのアクセスのよさと豊かな自然環境が整っていること、さらに生活費の安さに加え、内陸で地盤が強く、地震や台風、津波などの自然災害のリスクが低い点も強みのようです。また、子育て世代からの希望も高く、漠然と地方移住を考え始めた20から30代の若い世代層からの相談も増えたといいます。

こうしたことは、群馬県内35市町村の中でも条件は同様のようであり、昭和村も当然、一番になれる理由に当てはまるのではないかと考えられます。初のランキング1位に輝いた理由の中には、移住施策に力を入れて丁寧な対応を行ってきた結果であると思います。

こうした中で、注目したいのが移住コーディネーターです。移住コーディネーターは、移住をサポートする役割を担う仕事で、各地域の自治体に所属する方、広域にわたって移住支援を行う方、あるいは、他県に窓口を持ち、現地との橋渡しを担う方など、様々な移住コーディネーターが存在しています。移住コーディネーターは、移住希望者から相談を受け、住居や農地の情報を提供し、農村地域の空き家や地域の人たちとのマッチングを行い、移住・定住を推進するというものです。

昭和村が進めている移住支援事業は、群馬県内の中小企業等への就職や起業をする移住者を支援するというものであり、東京23区在住者または通勤者で、4つの要件全てを満たす方が、移住支援金事業補助金の対象になっています。この施策の見直しは可能でしょうか。

県内でも移住者が多いと言われる中之条町ですが、2年に一度置きにビエンナーレという国際現代芸術祭を開催しています。ここを訪れて、豊かな自然と人情味あふれる町を気に入って、若い芸術家たちが、そのまま移住・定住をしている状況も聞き及んでいます。

また、県内には、お試しで移住体験ができる施設を設けて、スムーズな移住につなげている市町村もあります。そこでお伺いします。

①、本村においても移住コーディネーター制度を導入し、移住・定住を促進する考えはありますか。

②、最近における本村への移住・定住者数の推移と移住体験施設を設ける考えはありますか。

また、地域おこし協力隊制度の有効活用についてもお尋ねします。

ここ数年、昭和村には、1名から2名の地域おこし協力隊員がおりましたが、今年の4月からは、誰もいない状況が続いていると思います。

先日の上毛新聞では、地域おこし協力隊員が、任期を終了しても県内に住んでいる方は65.1%ほどいる報道もありました。

地域おこし協力隊の任期は制度として最大3年間であり、期間満了後には、本村に定住していただけるような施策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、県内に限らず、地域おこし協力隊員を広く公募していただき、移住・定住につながる環境づくり、地域の維持及び強化並びに地域の活性化を促進する施策が必要ではないでしょうか。そして、第6次総合計画の基本計画に示すように、移住・定住を直接的に支援する施策を推進してほしいと願います。そこで伺います。

③、過去の地域おこし協力隊の実人数と成果並びに移住・定住につなげる環境整備はいかに。

④、村の認知度を向上させてくれる地域おこし協力隊に期待するものは。

まず、以上について村長答弁をお願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林栄一議員さんの本村における移住・定住施策の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

①、移住コーディネーター制度を導入し、移住・定住を促進する考えはあるかについてのご質問ですが、本村では、移住相談や空き家バンクの照会などの問合せがありますと、担当者が相談に応じています。

ご質問のように、コーディネーターがいることで、移住者の不安に感じていることや、また、移住後に地域に溶け込めるようにお手伝いするなど、移住希望者にきめ細やかな対応ができるようになるかと思っています。

村では、行政県税事務所を中心として、利根沼田管内合同で、東京での移住相談会の開催、情報発信、地域性の課題についての検討などの取組を進めていますので、まずは、この体制で進めていきたいと考えております。

また、ご質問にありました群馬県移住支援金事業につきましては、国の地方創生移住支援事業を活用した制度となっており、就業の場合の東京都23区への通勤など必須の要件を満たせば、支給金額については、独自に要件を設定することはできるとされています。

こちらの移住支援金の活用、村の魅力の伝え方、課題などを探りながら、移住促進施策を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、②の最近における本村への移住・定住者数の推移と移住体験施設を設ける考えはあるかについてですが、まず、移住・定住者数の推移ですが、移住支援金を活用した移住者は、令和4年度は1世帯3名、令和6年度は単身1名となっております。

次の移住体験施設を設ける考えはあるかについてですが、移住体験施設の設置については、今のところ考えておりませんが、ニーズを把握しながら考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、③の過去の地域おこし協力隊の実人数と成果並びに移住・定住につなげる環境整備はいかにについてですが、過去の実人数は5名となっております。

成果につきましては、道の駅の観光交流室でスタンプラリーや商品開発等の観光振興、観光農園で観光客の誘致や交流促進、旬菜館で村のPRなど、それぞれの隊員が村の活性化のために取り組んでいただきました。そのうち1名は、期間満了後も株式会社あぐりーむ昭和に就職して、現在も道の駅で勤務をしております。

また、移住・定住につながる環境整備につきましては、活動期間中の住居や車などは、村で用意して無償貸与しており、活動しながら昭和村での生活を体験していただく環境を整えております。活動期間満了後も移住・定住していただけるよう、できる限りサポートしておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、④の村の認知度を向上させてくれる地域おこし協力隊員に期待するものについては、道の駅あぐりーむ昭和を拠点に、観光客の誘致や交流促進など、観光の振興や、SNSなどを利用し、村の美しい景観やおいしい野菜などの魅力を効果的に発信し、認知度向上に貢献すること、また、地域住民との交流を通じて、村の活性化につながる活動等にも期待しております。最終的には、活動期間満了後も村に残っていただき、継続して村の活性化につながる活動をしていただければ最良であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 質問をいたしました移住コーディネーター制度の導入、移住・定住を促進する考えがあるかどうかということにつきましては、先ほど村長から、行政県税事務所を中心に、東京での移住相談会の開催、そうした中で、情報発信あるいは地域性の課題について検討などの取組を進めているので、この体制で進めていきたいというふうなお話がありました。

特にこういった移住・定住を促進する中で、移住コーディネーター、これがあるからいろいろな形でマッチングできているんだと思います。昭和村でもこういった制度を設けていただいて、東京に行つての取組というのは、それはそれでいいんですけれども、昭和村にも独自に移住コーディネーターを設けて、移住の受入れ推進を図っていければ、人口減少にも少しは歯止めがかかり、今以上に魅力のある村をつくっていけるのではないかと、そんな気がしておるわけです。

昭和村が進めている移住・定住推進支援事業というのは、やはり東京23区の在住者、それから、通勤者が対象だというふうなことなんですけれども、東京23区に限らず、ほかにも横浜市をはじめ県内外、そういったところからの移住も対象にしていけば、空き家対策、それから人口減少にも歯止めがかかるのではないかと、そんな気がしております。

移住支援金の活用、村の魅力の伝え方、それから課題、こういったものも触れながら、移住・定住施策を推進していくために、枠を越えて広く移住支援対策、移住コーディネーターを設けてそういったのを進めていくという考えを、村長に再度お聞きしたいんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） この件につきましては、企画課長のほうから答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 企画課長。

〔企画課長 加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

答弁書のとおりコーディネーターという役割があれば、非常にありがたいと本音は思っていますが、なかなかそういう人材がいないというところが、今、現実でございます。

また、地域おこし協力隊の方々に応募者がいれば、コーディネーターをお願いしたなどという南牧村のケースなどもございますので、そうしたケースなども参考に進めていきたいなと思っております。

また、移住支援金の事業につきましては、県の事業を活用させていただいているところがございますので、条件については、一部、東京都23区というところがございますが、そのほかにつきましては多少なり運用ができるということですので、その辺は少し検討ができればなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

いずれにしましても、空き家バンクも2件しか登録がない、56年以前の建物が65%という中でございますので、空き家を活用していくというのも非常に難しいところでもあるのかなという考えもございますが、いずれにしましても、移住者が増えてくるということは人口増につながりますし、全体の人口が増えていくことで地域振興にもつながると思いますので、この辺も踏まえて、また進めていきたいと思っておりますので、いろいろご協力、ご支援をいただければと思います。

以上となります。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） ぜひ、移住支援金の活用、これらも東京23区だけではなくて、また新しい考え方で進めていただければありがたいなと思います。

それから、最近における本村への移住・定住者数の推移と、移住体験施設を設ける考えはありますかということでお聞きしたわけなんですけれども、移住・定住者数、令和4年度では1世帯3名、令和6年度は単身1名というお話がございました。昭和村での移住・定住者数の推移というのは、確かに数えるほどの推移でした。でも、移住・定住の施策というのがしっかりして確立ができていれば、面白いように人が住み着くようになるかもしれないと思います。

そうした中で、県内でもお試して移住体験ができる、こういった施設を設けてスムーズな移住につなげている市町村もあります。例えば、中之条町では移住体験住宅を設けてお

りますし、富岡市ではまちなか移住体験住宅、それから、先ほど話がありました南牧村でもなんもく暮らし体験民家、東吾妻町ではお試し移住用住宅、お隣の沼田市では移住促進トライアルハウスなる移住体験施設も設けて、お試しで移住体験ができる施設を用意しております。

昭和村でも、移住定着者を増やすようなこうした受入れ準備、これらのものも設ける取組も必要ではないかというふうに思うわけなんですけれども、その体験施設を設けるかどうかということについては、ちょっといい答弁もいただけなかったんですけれども、今のところ考えていないというふうなことで、ニーズを把握しながら考えていきたいということだったんですけれども、もう一度この辺、村長答弁をよろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 先ほど企画課長のほうも答弁いたしましたでしたが、決して移住・定住を募集していないことはなく、積極的に募集はしているんですが、やはり実際問題、移住・定住するとなると、家族の同意が非常に必要な部分が多くなります。ですから、特に首都圏からこちらに来るとなると、いろいろな部分で車が必要ですとかもろもろありますので、一生懸命、企画課のほうも募集はしているんですが、なかなかそういった実績が上がらないというところがあると思います。

地域おこし協力隊も同じことで、募集をかなりかけているんですが、なかなかほかのほう給料がいいとか、待遇がいいとか、いろいろな要素がありまして、なかなかこの地区もそうなんですが、地域おこし協力隊が集まらないという状況になっておりまして、ともかく地元の方が、逆にある程度、出ていかない工夫、または地元で働いていただける工夫をしなければいけないのかなと考えております。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 地域おこし協力隊のお話も出たわけなんですけれども、今現在、村でも地域おこし協力隊を募集していると思うんです。一応2名ですか、今現在、募集しているかと思うんですけれども、今のところまだその見通し、応募者はいないということなんでしょうか、お願いします。

○議長（永井一行君） 企画課長。

〔企画課長 加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

先月、東京の方で教員をされている方が、地域おこしに興味があるということで、一度お話がありました。私と担当で、道の駅でこういう業務があったり、もう一つが、狩猟の鳥獣駆除も募集している項目になっているんですが、そういう2項目ありますということで話をさせてもらって、まずは観光のほうは興味がありますということでしたので、道の駅で案内をしたり、説明をしたりとか、給料面についても、うちのほうは少しベースアップしたいと思っていますんで、ぜひこちらで検討してくださいという話はした経緯はあるんですが、もう1か月たっていますんで、群馬か長野で検討したいということだったものですから、それがちょっとなくなってしまったので、今のところ、その1件があっただけでございます。

以上です。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 今の状況ですと、なかなか地域おこし協力隊員も、募集がちょっとかなわないという状況だとは思いますが、できるだけいい方が来て、村の中で活躍できるような場面もつくっていただければありがたいなと思います。

それから、村の知名度を向上させてくれる地域おこし協力隊と、先ほどの鳥獣の関係と、2人の方ということなんですけれども、そういった方が応募していただければ、また移住のコーディネーターといった部分でも関わってもらうとか、いろいろできるかと思うんです。だから、ぜひそういったいい方が見つければいいかと思います。

それから、いろいろ村のホームページとか、そういった中でも、地域おこし協力隊を広く昭和村でも募集しているというのは、確かに出ています。ほかの市町村においても、そういった形で募集もされているという状況は把握しているんですけれども、なかなかそれだけで果たして来てくれるかどうかという部分もあるかと思うんです。

だから、その辺のアピールというんですか、何か機会を設けて来ていただけるような場面づくりということもしていただければいいのかなという感じがしております。

最近では、移住・定住に関する記事というのが、新聞紙上に多く掲載されております。昨日の新聞ですか、移住者を呼ぶ山里の芸術祭ということで、中之条町が出たんですけれども、これはご覧になったでしょうか。中之条ではビエンナーレというんですか、2年に一度、取組をしているんですけれども、中之条では、移住者は町の統計で、23年度に227人いたと、24年度については197人いたということなんです。

町の移住・定住コーディネーターという方の話では、町の手厚い移住支援のほか、芸術祭が長年開かれ、町外の人と触れ合うことになれている、それから、オープンな雰囲気、人をひきつけ、芸術活動もしやすくなる。定住した芸術家が、文化財の保存状態を調べる専門員になるというふうな地域貢献にしているということなんで、県内でもいろいろ取組をしている場所もありますので、そういった部分で学ぶ必要もあるのかなという感じも受けました。その関係もちょうと承知をしておいていただければありがたいと思います。

そして、県内外の人が、昭和村っていいねと、住んでみたいと言われるように、ぜひとも知恵を出し合って魅力のある村を築いていけたらいいのかなと思います。そのためにも、やはり自分自身が、やはり村を好きになるということだと思いますけれども、移住コーディネーター制度、それから、地域おこし協力隊も有効に活用して、移住・定住がスムーズに促せるようお願いしたいと思います。それから、移住体験施設も設けるように、いろいろなニーズ等も把握した中で、進めていってもらえればありがたいと思います。

そういったことで、地域おこし協力隊と移住コーディネーターも含めて、移住・定住につながる環境整備をしっかりしてほしいというふうに希望いたします。この関係について、村長は一言最後にどうですか、お願いします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林議員さんの質問にお答えいたします。

林議員さんの言われるとおりだとは思いますが、やはり村民の方ももちろんそうなんですけれども、来ていただいた方がそういう気持ちになるということは、本当に先ほどちょっと申し上げましたけれども、かなりいろいろな障壁がございます。ですから、それを一つ一つクリアしないと、なかなか来ていただけないというのが現実ではないかなと思います。

ので、その辺、またよく皆さんで協議しながら、いい方向に向けていきたいと思います。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） では、1件目の関係については、以上で質問は終わらせていただきます。

2点目なんですけれども、昭和村の大地からの贈り物をたくさん食べよう推進条例の活用策はということですが、今年の3月定例議会で、昭和村の大地からの贈り物をたくさん食べよう推進条例が可決されました。この条例の目的は、本村の農畜産物であるこんにゃく、野菜、果樹、畜産物等の消費拡大に向けた基本方針を定め、村、生産者及び事業者の役割と村民への協力を明らかにすることで、村のこんにゃく等の消費拡大と村民の健康増進を図るすばらしい条例が制定されたと感じました。

4月29日に開催されました第1回目のやさい王国昭和村の日記念イベントは、盛況であったようでした。中でも、こんにゃくの価格低迷を打破するには、消費拡大が特に重要であると言われる中で、久呂保と糸之瀬こんにゃく研究会の両メンバーらが何とかしようと立ち上がり、イベントに協力しておりました。

当日は、多くの消費者が道の駅に訪れた中で、消費拡大を目的に、しらたきこんにゃくの試食をしていただき、3種類のドレッシングの中で一番おいしいと思うサラダに投票をしていただき、アンケートに答えた方には、こんにゃくサラダを先着300名様にプレゼント。今後のこんにゃく消費拡大に向けての取組としては、評価すべきものと感じました。

ただ、過度な無料配布は避けるべきです。また、この新規事業実施に当たり、当初予算で予算計上をしていたのでしょうか。そして、記念イベントには、無料配布だけではなくて、売ること、販売すること、消費拡大を一つの施策として、広く生産団体・商工団体を巻き込み、消費拡大に取り組んでいただきたいと感じました。また、道の駅で定期的開催をしているマルシェとのコラボは考えられませんか。

昭和村の大地からの贈り物をたくさん食べよう推進条例は、5年間限定であり、期間終了後には失効する極めて短期間で成果が求められる条例です。そこで、さっそく推進条例を根拠として実施をされた昭和の日のイベントの在り方について伺います。

①、消費拡大イベントの実施手法と成果はいかがでしたか。

②、毎月実施予定の昭和の日記念イベントの進め方、実施主体、人員配置、経費などを含めてどう取り組みますか。

③、イベントに公費支出を毎回行っていますか。

以上、答弁のほうよろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林栄一議員さんの昭和村の大地からの贈り物をたくさん食べよう推進条例の活用策についてのご質問にお答えいたします。

まず、①の消費拡大イベントの実施手法と成果についてですが、本条例において、毎月29日をやさい王国昭和村の日と定めてから初となる4月29日の昭和の日に、こんにゃくの消費拡大を推進するイベントを実施いたしました。

そして、実施した手法についてですが、村内のこんにゃく研究会の要請もあったことから、しらたきサラダの試食としらたき製品などの配布を行い、消費拡大PRを行いました。会場は、道の駅めぐりーむ昭和で行い、来場者の多くの方から好評をいただきました。

昭和村は、日本一の生産量を誇るこんにゃく芋の産地であることから、昨今の過剰在庫や消費低迷への対策として、今年度は、こんにゃく精粉の含有量が多いしらたきを中心に配布し、消費拡大と合わせて生産者の経営安定を図っていきたいと考えております。

次に、②の毎月実施予定のやさい王国昭和村の日をどう取り組むかにつきましては、昭和村産のしらたきを配布することを柱に据え、やさい王国昭和村のPRを実施していきたいと思っております。

また、実施主体は、村が中心となりますが、こんにゃく消費への熱い思いを消費者へ伝えるため、こんにゃく研究会などの関係者にもご協力をいただきながら事業を進めていきたいと考えております。

そして、人員配置については企画課職員を中心とし、交流都市の横浜市や取手市でのPR活動については、役場の職員内で調整を図りながら対応していくこととします。

また、経費につきましては、今年度の事業経費として約600万円の補正予算を計上させていただいており、その予算を活用し、効果的な消費拡大事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、③のイベントに公費支出を毎回行っていくかについては、今年度は初年度であり、特に重点的に実施していくこととしていますので、公費での支出を基本に実施いたします。

なお、林議員さんのご質問のように、過度な配布は避けるべきでありますし、商品価値を下げってしまう可能性もありますので、こうした配布は来年度以降縮小し、横浜市や取手市で、こんにゃくや新鮮野菜のPRを進めながら、村民に毎月29日のやさい王国昭和村の日を周知していくことといたします。そして、やさい王国昭和村の知名度向上と本村の農業生産者の経営安定に少しでも寄与できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 4月29日に第1回のやさい王国昭和村の記念イベント、私も行ってみました。休日であったということもありまして、非常に盛況だったと思います。中でも、こんにゃく価格の低迷を打破するには、やはり消費拡大が特に重要であると言われる中で、久呂保と糸之瀬のこんにゃく研究会の両メンバーが、イベントに協力していたというのが印象的でした。

消費拡大を目的に、しらたきこんにゃくの試食、それから、3種類のドレッシングの中で一番おいしいと思うサラダに投票していただいて、アンケートに答えた方にはサラダをプレゼント。今後のこんにゃく消費拡大に向けての取組として、本当に評価すべきものというふうに感じました。

そして、ちょっと確認したかったんですけども、この新規事業を実施するに当たりまして、当初予算計上していたんでしょうか。その辺の確認をもう一度させていただきたいんですが。

○議長（永井一行君） 企画課長。

〔企画課長 加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君） 先ほどの質問にお答えさせていただきます。

3月議会のときにもご質問いただきましたが、当初予算では、すみません、議案が通っていませんでしたので、予算は措置をしておりました。

ですが、道の駅に観光交流の観光事業をする事業の委託費がございますので、そちらで

まず道の駅の予算を使わせていただいて、6月の補正予算で承認いただいた後に、そちらのほうに切り替えていくという形で、今は進めているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 基本的には、予算を取ってから執行という形でなければ、まずいのかなという感じはします。

また今年度、事業経費として約600万ということで、補正予算を計上させていただいておりますという話があったんですけども、これから計上ですよ。その確認をしたかったんです。その辺のところは、今回の補正にもこの辺の一部が上がってくるのかなというふうに感じているんですけども、その確認をちょっとしたかったんです。

そして、4月29日第1回目、私も行ってみました。そして、翌月の5月29日、この日は平日でしたけれども、やさい王国昭和村ののぼり旗が翻っておりまして、私もまた道の駅に行ってみました。やはり土日と違って、お客さんは少なかったように感じました。また2回目については、手法を変えて、道の駅で農産物などを購入した方には、領収書を敷地内の観光センターへ持参すれば、しらたきこんにやくを1個無料で頂くことができ、この日は先着500名プレゼントがありました。新たな手法で消費拡大というふうなことで、私も購入して、領収書を持ってしらたきこんにやくを、それから、毎月29日はやさい王国昭和の日というチラシですか、それはよかったと思います。そして、レシピも頂きまして、家でサラダ風にしておいしく頂きましたけれども。

それはさておきまして、無料配布だけではなくて、やはり消費拡大を一つの施策として、商品も脇に置いて売ること、その場で購入もできるような、そういった販売方法もあったらいいのかなというふうなことを感じました。そして、広く生産団体とか、また、商工団体を巻き込みまして、消費拡大に取り組んでいただきたいなという感じがいたしました。

あと、道の駅で定期的を開催をしているマルシェとのコラボ、この辺は考えられないかということで、ちょっと質問したんですけども、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（永井一行君） 企画課長。

〔企画課長 加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君） それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

5月29日は、第2回のやさい王国昭和村の日でございました。道の駅では、LACTUCAとか、ムラノナカ食堂とか、レストランで食事をされた方全てを対象に配布をしたところがございます。それだけではなくて、役場でも配布をさせていただきました。また、ゴルフ場でも配布で、教育委員会でもお願いをして配布、昭和の湯の入館者にも配布をいたしました。また、そちらのパンフレットを配布して周知を図ったところがございます。

また、ゴルフ場については、一応300用意したんですが、少しオーバーするかなというところがございますので、もし余ったらゴルフ場のレストランで試食をして、少しPRができればいいなというんで、ちょっとそちらもお願いをしたところがございます。

次のマルシェにつきましては、商工会が、今、実施をしております。マルシェは、道の駅で販売することによって、道の駅に負担金の収入が入ることだけで、あとの収入は全て出店者の収入となっているので、そういうところから考えますと、ちょっと個人でやっているところに村のものをとなると、少し合致しにくい部分があるのかなというところもございますので、またちょっとそちらの担当は商工会となりますので、少し担当とまた話をしながら検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 消費拡大の手法というのはいろいろあるかと思うんですけれども、あまりプレゼントばかりやっても、プレゼントで実際食べていただいて、その良さというのをやはり知っていただくということは、まず大事だと思います。ですけれども、ただ、くれているだけではなくて、やはりそれでこんにゃくを自ら買っていただいて食べていただくと、そういう形につながっていくというか、そういうのが欲しいかなというそんな感じがちょっとしたので、また、マルシェとのコラボなどもどうかなとちょっと思ったんですけれども、いろいろ手法は考えて、また進めていってもらえればいいのかという感じがいたしました。

それから、毎月一緒のイベントの進め方、それから、実施主体、人員配置、経費、そう

いったこともお答えをいただいたんですけれども、今年度はしらたきを配布してというのを柱に据えて、やさい王国昭和村のPRを実施していきたいと。それはそれでぜひいい形で進めていっていただきたいと思うんですけれども。

それから、実施主体は村が中心だと、そして、人員配置については、役場の職員というふうなことなんですけれども、役場の職員についても、非常に負担感が多くなっていくのかなということもちょっと感じられるんですけれども、その辺のこともよく理解をさせていただいて進めていくようにしたほうがいいと思います。

それから、公費支出の関係、毎行っていくかどうかということでは、今年度については初年度だから、公費での支出を基本にしていくというふうなお答えでした。

最近5月30日の上毛新聞、これは下仁田町で、官民連携で消費拡大を目指すとして、こんにゃく条例を制定するといった記事が、1面に掲載されておりました。それから、6月1日付の上毛新聞では、利根沼田のこんにゃくフェア、これが5月31日にあぐり一む昭和で開かれ、製品の試食や販売を通して、こんにゃくの魅力をPRした記事も掲載されておりました。

とにかく地場製品の消費拡大を目指す条例制定、それから、取組というのが進んでおりますけれども、本年4月から昭和村の大地からの贈り物をたくさん食べよう推進条例が制定されまして、具体的に動き始めておりますので、まず効果的にこの条例をベースに、官民連携をして消費拡大を目指して、生産者、それから官民ともに潤うような事業展開を模索、活用していっていただきたいと、こういうふうに思います。

そして、こんにゃく生産日本一と言われるやさい王国昭和村の農業経営の安定、それから、加工業者の経営の安定、さらには、消費者の健康増進につながる好循環、これを生み出してよりよい成果が得られるように取り組んでいかれることを期待しております。

最後に、高橋村長から、昭和村の大地からの贈り物をたくさん食べよう推進条例を具体的に始めておりますけれども、今後の見通しも含めて、村長の思いをお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林栄一議員さんのご質問にお答えいたします。

昭和村の大地からの贈り物をたくさん食べよう推進条例というすばらしい条例ができました。この条例に恥じないように昭和村の農畜産物ですけれども、これを加工も商品開発も含めてしっかりとやっていきたいと思っております。

実は昨日、昭和村のこんにゃく研究会の皆様、また、利根沼田のこんにゃく研究会の関会長を踏まえまして、東大の卒業生が会社をつくりまして、沼田の教授なんですけれども、その方が見えていただいて、イリウコゴメという海藻類に近いものなんですけど、これを利用するとかなりこんにゃくと相性がよくて、非常に美容と健康にいいというものができそうなこととお話をいただきました。その中で、これをまずは地元の北毛久呂保さんとよく試作をして、非常に合う、また皆様方が食べていただいて納得できるような商品を、まずは開発していきたいという方向性で一致いたしました。

ですから、こういったことを取り組んでいながら、昭和村のこんにゃく、また野菜等も含めて消費拡大に向けてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 分かりました。ありがとうございました。

こんにゃくは無論、野菜含めて畜産物含めて消費拡大、そして、昭和村のPR、アピール、そういうのをよくしていただきまして、条例の趣旨に沿った形でいい方向をこれからも続けていっていただきたいと思います。

以上で私からの一般質問は、時間も来ておりますので、終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永井一行君） お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

午後1時30分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後12時07分休憩

午後 1時30分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

なお、室温が大分上がっております。上着の着脱は、それぞれの判断でしてもらえればいいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 一般質問に入ります。

5 番議員 林勝美君。

〔5 番 林 勝美君発言〕

○5 番（林 勝美君） 通告のとおり、一般質問をさせていただきます。

1、河岸段丘を活用した村づくりについて。

①、「生越清水の化石林」の文化財登録と解除について。

生越清水の化石林は、約20万年前の赤城山噴火による火砕流や溶岩流の痕跡であり、片品川の浸食によって露出した非常に貴重な地質遺産とされています。最近の地質調査により、実際の所在地が沼田市であることが判明し、文化財登録が解除されたと説明を受けております。そこで、この貴重な遺産がなぜ登録解除に至ったのか、その経緯及び手続の詳細について、改めてご説明いただきたいと思います。

また、地理的には隣接自治体に属していたとしても、広域的な視点から地域の共有財産として捉えるべきと考えます。今後、昭和村としてどのように関わっていくか、そのお考えをお聞かせください。教育長の答弁をお願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 林勝美議員さんの河岸段丘を活用した村づくりについてのご質問にお答えいたします。

①の生越清水の化石林の文化財登録と解除についてですが、生越清水の化石林は、村指定文化財として、平成15年12月に登録され、令和5年5月に解除となっています。解除の理由といたしましては、本文化財の周知を図るため、いろいろと調査を行っていたところ、1つ目に、現存する化石林の分布範囲が沼田市区内であること、2つ目、文化財指定場所の区域内に化石林の存在が確認できないこと、3つ目に、文化財指定場所以外の村内の周辺区域に化石林の存在が確認できないことが分かりました。以上のことから、文化財の

指定登録していた場所と実際の化石林の分布場所が違っているということが明らかになりました。

そこで、令和4年10月に開催された文化財保護委員会で再度検証を行い、生越清水の化石林が本村区域内に存在しないことが判明したため、昭和村文化財指定を解除することが適当であると判断されました。

また、現在確認されている化石林についてですが、現存する化石林は、全て沼田市区域内にあるため、管理等については沼田市に帰属するものとなります。地域の共通財産として、村からこれまでの調査資料を提供するなど、市で指定登録して保護していただきたいをお願いいたしましたが、市や市文化財保護委員会において調査していただいたところ、化石林が分布している場所が河川内で、管理が難しいことから、市の指定登録は難しいとのことですのでよろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ありがとうございます。

私も以前、令和2年3月議会、それから、6月議会に文化財の保護ということで、この化石林のことについて質問いたしました。そのときにはまだ登録されておりましたので、堤教育長のときに、広く村民に知らしめて、また小学生、中学生の教育の場に活用するんだというような答弁を受けて、さらに活用方法が広がるのかなと期待しておりましたけれども、約2年前ですか、地籍調査の結果、沼田市だということで登録を解除しますということで、私もその説明を受けまして承知はしております。

しかしながら、この化石林の意義は、非常に重要なものだと認識しております。これは沼田市だよと、昭和村じゃないよということで、これがお蔵入りというんですか、それをしてしまうと非常に私としては残念だと思います。

教育長にお聞きしますけれども、個人的には、この化石林に対しては、どのような意義を感じているかお聞かせください。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 化石林が重要であるということは、先ほど申し上げたとおり、

文化財指定を行ったときがございましたので、その段階で価値の認識というのは証明されているのではないかなというふうに思っております。現存として、生越地から下りた所の河川流域の所に化石林がございまして、私もそこに検証に行かせていただきました。

先ほどから言っている化石林については、赤城山の噴火の段階でのものが埋まって、そこで成り立ってきたものというふうに思います。化石林を検査することによって、当時の森林環境であるとか、植物の状況であるとか、気候の状況であるとか、そうしたものが綿密な検査の中では分かる貴重な資料というふうには認識をしております。

今現在もそこにありますので、何らかの活用方法というのはあるかと思っておりますけれども、文化財の指定という枠組みとはちょっと違うかなというふうに認識しております。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔５番 林 勝美君発言〕

○５番（林 勝美君） 文化財登録をもう一回しろとか、そういうつもりはございません。ただ、この貴重な意義のある化石林、これをやはり村民あるいは国民に知らしめて、昭和村のすぐ貝野瀬の下のほうに、そういうものがあるんだよということを広く皆さんに伝えていってもらいたいと思います。

この化石林の意義として、私も清流の会に属してしまして、６月８日には、ホテルの生息地の草刈りがございます。そのときにまたすぐ川に下りて、そこは見てみたいと思えますけれども、こんなに近くにそういうものがすぐ見られるんだと、約20万年前の歴史を遡れるんだということを、広く認識してもらいたいというのが私の考えです。今後、いろいろな活用方法等、アイデアがありましたら、教育長も考えていただきたいと思います。

①の質問に対しては、おさらいということで、終わらせていただきます。

②の河岸段丘と赤城高原を生かしたハイキングコースの設置について。

悠久の時を経て形成された河岸段丘は、地形が明瞭であり、日本一美しいと言われていきます。この魅力を最大限に生かすため、河岸段丘や赤城高原を見渡せる遊歩道（ハイキングコース）の設置を提案します。

私の考えるコースですけれども、具体的には、生越清水の化石林や阿唄の城跡、長井坂城址、広大な農地などをコースに組み込み、訪れる人々が河岸段丘を体感できるルートを整備することが望ましいと考えます。この提案について、村長のお考えをお聞かせくださ

い。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林勝美議員さんの河岸段丘と赤城高原を生かしたハイキングコースの設置についてのご質問にお答えいたします。

昭和村の河岸段丘は、片品川の浸食と堆積が繰り返されることで形成された、とてもすばらしく日本一美しい河岸段丘と言われております。

そして、ご提案の魅力を最大限に生かすため河岸段丘や赤城高原を見渡せる遊歩道の設置であります。昭和村の皆さんもご承知のとおり、地形学的にも非常に価値が高く、また、四季折々の景観が楽しめる自然資源に恵まれている地であると思います。

また、近年の国内においても、持続可能な観光・地域活性化を図るため、地域資源を生かした体験型観光への関心が高まっているところでもあります。こうした視点からも昭和村のすばらしい自然資源を生かしたご提案であると思います。

しかし、生越清水の化石林や阿嵜の城跡、長井坂城址、広大な農地などをコースに組み込み、訪れる人々が河岸段丘を体感できるルートを整備することは、財政面をはじめ、用地の確保、安全性等の課題があると思います。今後、ご提案のような事業を実施する際には参考にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ありがとうございます。

まず、私がこの提案をさせていただきました理由ですけれども、沼田市でも既に河岸段丘を全面的に打ち出して、沼田市の運営を行っておりますけれども、昭和村は、日本国内でも有名な河岸段丘の所在地であります。昭和村の教育研究会で発刊している冊子、それから、昭和東小学校だよりも「段丘」という名前がついております。また、先日行われた河岸段丘マラソン、そういうことで、全面的に昭和村でも河岸段丘を活用した村づくり、これがハイキングコース、遊歩道の設置につながると思います。

この遊歩道設置の基本的な構想ですけれども、まず目的の対象の明確化。観光目的にするのか、地域振興、あるいは、教育の目的、健康増進など、その軸を決めていただきたい

と思います。対象者は、観光客なのか村民なのか、小学生あるいは登山者。

それから次に、現地調査をしていただくには、既存のルートを活用するとか、また、少し手を加えて、近道でショートカットの道を造るとか、保安林や農地への立入りもあろうかと思いますし、その辺の制約もあると思いますので、地権者との相談も必要かと思われます。それから、景観のポイント、植生、文化的なポイントなどもマップを作って、その設置の案をつくっていったらいいと思います。

それから、ルート案の作成ですが、段丘の持つ高低差を体感できるルート、あるいは、ビューポイントや休憩所、説明板の設置、それも設計も必要です。それから、雨が降ったときの高齢者向けの安全対策。それから次に、地権者や農業者、自治会等の関係者との合意形成も必要だと思います。

それから最後に、先ほど村長の答弁にもありましたけれども、費用の問題、これも一番重要な問題だと思います。これも、地域づくりの推進交付金とかグリーンツーリズムの支援事業など、補助金の対象もあろうかと思います。このようなハードルを飛び越えながら、昭和村の河岸段丘を活用した村づくりをしてもらいたいと思いますけれども、村長、もう一度考えをお聞かせください。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林議員さんのご質問にお答えします。

具体的な部分まで踏み込んでいただいて、いろいろとアドバイスをいただきましてありがとうございます。

ともかく、この目的が一番大事ではないかと思うんですが、このハイキングコースは非常にいいことだと思いますので、せっかく赤城山の登山道もできておりますので、それを活用しながら北から南までということで、ハイキングコースを造ることは非常に素晴らしいことだと思います。

ただ、やはりちょっと順番的なものがございまして、ともかくは、今の道の駅に昭和村の観光協会をまずつくりたいという意向を持っております。その中で、このハイキングコースも併せてプランニングしていくということで進めたいと思います。来週、実はそういった意味でいろいろな打合せで、東京、横浜のほうからも見えていただきます。そんな中

で、村内をくまなく見ていただきまして、そういった中でいろいろとプランも出していただいて、さらに皆様方にいろいろといい案を提案していただいて、つくり上げていきたいというふうに考えております。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ありがとうございます。

私、この提案をさせていただいたもう一つの理由ですけれども、昨年度は、東小学校の学校運営協議会に参加させていただきまして、校長先生とお話をするときに、この河岸段丘の話が出ました。東小学校とお付き合いをしております玉川大学とか武蔵中学校、その先生たちが、河岸段丘を歩いてみたいなというような声が大分あるというお話をいただきました。

それから、ある村民からは、河岸段丘を見渡せたり、また、赤城の大地の広い畑を見渡せるような遊歩道を造ってはいいいんじゃないかというような提案も、私は聞きました。これはいい考えだなということで、私も今回の質問に至ったわけです。

いろいろなクリアしなければならない問題はあろうかと思いますが、村長、ひとつ頭の中に入れていただいて、可能であれば実現させていただきたいと思います。

それでは、要望ということで、取りあえずこの提案は終わりにして、次の質問に移りたいと思います。

2、養蚕古民家の保存と活用について。

昭和村では、古くから養蚕業が営まれてきました。主産業が農業に移行した現在も、大型養蚕民家やそれに付随する土蔵など、約260棟もの歴史的建造物が村内に残されています。

①、重要伝統的建造物群保存地区への登録計画はあるのか。

村内に現存する養蚕古民家について、重要伝統的建造物群保存地区への登録を進める計画はあるのでしょうか。

②、登録の必要性和活用方法。

仮に登録を進める場合、その必要性和今後の活用方法についてどのように考えているのかお聞かせください。村長、答弁をお願いします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林勝美議員さんの養蚕古民家の保存とその活用についてのご質問にお答えいたします。

最初に、①の重要伝統的建造物群保存地区への登録計画はあるのかの質問ですが、伝統的建造物群保存地区とは、建物単体でしか保存できなかった歴史的建造物を、面的な広がりのある空間として保存するための制度となっています。そのため保存地区内では、社寺、民家、蔵などの建築物はもちろん、門、土塀、石垣、水路、墓、石塔、石仏、灯籠などの工作物、庭園、生け垣、樹木、水路などの環境物件を特定し保存を図ります。

つまり、建物を保存するのではなく、水路など残っている雰囲気なども含めて、集落として保存する必要があります。住民が暮らしながら伝統的建造物群を保存することが前提となっており、地元住民が市町村と協力の上で主体的に保存活動を行います。

文化財の保存には、村の文化遺産を守る観点からとても重要であります。指定には、所有者の同意が必要となります。また、専門家による分析調査を行い、その価値を把握した上で、適切な管理を図っていくことが必要であると考えます。このようなことから、現在のところ、重要伝統的建造物群保存地区への登録計画はありませんのでよろしくお願いいたします。

次に、②の登録の必要性と活用方法についてですが、昭和30年代頃まで養蚕が盛んであった本村には、現在でも当時の面影を残す大型養蚕民家や土蔵等が数多く残っており、現在でも住人が住み続けているものも多数あります。

本村としても、養蚕古民家や土蔵等は、貴重な歴史的建造物であり、その中には残したい住居としての価値が高いものもあると思われます。仮に登録をすすめる場合には、住民の方々の理解が最も重要であると考えております。また、今後の活用方法については、登録の必要性も含め、文化財保護委員会の中で話し合っていきたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ありがとうございます。

以前、村長が議員のときに、大学の先生と一緒に来て調査をして、写真を撮られに来たということは、私もその当時に見て承知しておりますが、そのときには、どのような調査を行われたんでしょうか、お願いします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） もう既に15年前ぐらいになるかと思うんですが、RACという前橋市のそういったものの専門のNPOがございました。そこの中村先生という方が中心で、6名ぐらいの方が見えていただいて、地域の住民の方々も踏まえて、一緒に古民家を回りながらいろいろと説明を受けた後、それぞれのお宅の中の地図とか、そういったものも全部作っていただきました。昭和村には、当時400戸ぐらい大型養蚕民家が残っておりますので、全部回ったわけではございませんが、その先生方で大体みんな報告書をまとめていただきました。

そんな中で、本当にこの昭和村は、養蚕が盛んだったということは十分承知はしておりますが、その後、こんにゃくの貯蔵庫として使われていたということもございます。そんな形で、古民家が残ったということの経緯なんです、なかなかこれだけの大型養蚕民家が残っているものは、全国でもありません。

ですから、何とかこういったものが残っている間に、できれば重要伝統的建造物群保存地区という形に、私としては残していきたいなというふうに考えておるわけなんですけれども、先ほどお話ししましたように、あくまで、その個人の所有のものでございます。ですから、個人の方々の同意を得られない限りは、進めていくということではできませんけれども、重要伝統的建造物群保存地区になりますと、国からも、また県からもそういった形の、トヨタ財団、財団からもそうですが、補助金が来ますので、個人負担というのは大分少なくなると思います。

今あるものを壊してしまえば、何もなくなってしまうわけなんですけれども、当時、加藤村長が懸念されていたことなんです、私のときにもそうですけれども、旧沼田警察署跡地、私らのほうもボランティアの方々がきれいに片づけていただいたんですが、結局は、最終的には壊してしまったという経緯もございます。

ですから、本当に使っておられないところもありますし、いろいろな形で使われている

ところもあるんですけれども、何とか話を進めていきたいということで、一応4月13日、午前中、午後からこの役場の302号室を借りまして、キックオフフォーラムということで、重要伝統的建造物群保存地区の地区を回ってみましょうということで、回覧板に入れたり、広報のほうでも出していただいたりということで、興味のある方々に集まっていただいて回っていただくと。どういう形に進むか分かりませんが、横浜からも先生方が来ていただいて、フォーラムのほうでやっていただくということになっております。議員の皆様方にも、ぜひとも出席できる方はお願いできたらと思うんですけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ありがとうございます。

私の住んでいる貝野瀬地区にも、大型の古民家が点在しております。中には、住んでいない家もありますけれども、村内でも相当数の大型養蚕古民家が、現在使われていないで残っております。そういう民家をリニューアルして住めるようにしておけば、先ほど林栄一議員から一般質問で出ましたけれども、移住していただける方が体験で住んでいただける。あるいは、首都直下型地震があったときには、そこへ避難していただけるような設備にしておけば、避難所にもなると。それから、空き家対策にもなるというようなこともございます。

全ていろいろなことがリンクしていると思うので、ぜひ先ほど村長がおっしゃいましたけれども、フォーラムがあるということで、ぜひ横浜市、板橋区、そういう自治体ともよく協力していただいて、この養蚕古民家を保護、あるいはその先の活用について話を進めたいと思います。

最後にもう一回、そのフォーラムあるいは古民家の保存に対して、村長の意気込みをお聞かせください。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、これは一朝一夕でいく話ではないと思っております。本

当に地域の合意を得るということがまず第一でございますけれども、本当に活用できるものは活用していくということが大事ではないかと思えます。潰してしまえばそれまでなんで、潰すのにもお金がかかるということでございます。ですから、もちろん持ち主の了解を得ていただいて、その中で、しっかりと活用方法を考えながら進めていきたいと思っています。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ありがとうございます。

ぜひこの話を進めて、保存あるいは活用について進めていっていただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（永井一行君） 次に、1番議員 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） 1番議員 堤宏康でございます。

住民主体の村政をで誕生した高橋村政が、1年経過いたしました。この間、どこよりも子育てしやすい村づくりにつきましたは、小中学校入学祝金の支給、中学校のスクールバス運行の実現。産業がさらに輝く村づくりにつきましたは、村内産野菜のブランド化も視野に、昭和村の大地からの贈り物をたくさん食べよう条例、関連しての毎月29日のやさい王国昭和村の日の制定。他方では、企業誘致のための任期付職員の採用等、農業を柱に、多様な産業活動を支援した村づくりへ取り組んでおられます。

また、過日配付されました昭和村第6次総合計画SHOWA未来プラン2034では、「とものつくろう 輝く昭和村」を村の未来像とし、深い現状分析とともに、村民の多様なニーズも受け入れ、中長期的視点に立った住民主体の村づくりへの取組の方向性が示され、完成度の高い基本構想と認識いたしました。私が議員として目指してきている村民が輝く村と通ずるものでもあります。ぜひ、各施策が計画的・継続的に実行され、村の未来像が具現化されますよう期待しております。

輝く昭和村のために、まず曇りを晴らすために、村民がもやもやと感じている案件に関し、その解消に向けて、今回2つの通告をいたしました。ご協力をお願いいたします。

さて、さきの通告のとおり、村長に質問いたします。

3月の定例議会におきまして、昭和村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が可決され、新たに参与が追加されました。

言葉としての参与は、「参」は参加を意味し、「与」は与えるを意味する言葉ですが、昭和村の特別職である参与ですが、役職としての本村の参与とはどのような定義づけですか、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 堤宏康議員さんの昭和村特別職の職員で非常勤のものに追加された参与についてのご質問にお答えいたします。

①の参与の定義づけについてですが、参与とは、行政の技術的・専門的事項について、高度の知識、経験を行政に反映させるために、学識経験のある者を行政事務などにあずからせる職になります。

法律上は、地方公務員法第3条第3項第3号に、地方公務員の特別職として、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職と定められております。

そして、堤議員さんも触れられておられましたが、3月議会において、昭和村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を上程し、可決いただきました。あわせて、参与の具体的な役割を定めた昭和村参与設置規則を、令和7年4月1日施行として定めさせていただきましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

専門的な知識や経験を生かし、行政に反映させる行政事務の職というふうに理解いたしました。

次の質問なんですが、非常勤の特別職でありますから、権限も限られてくると思います。また、既存の役場組織内において、各課長等との関係性もあろうかと思います。役場組織内での参与の役割や位置づけをどのようにお考えでしょうか。村長、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 堤宏康議員さんの②、役場組織内での役割と位置づけについてのご質問にお答えいたします。

参与は、非常勤特別職であり決裁権はありませんので、あくまでオブザーバー的なポジションになります。村長の求めに応じ、それぞれの分野の専門的な立場から調査及び研究を行い、村政に対する助言及び提言を行う立場と考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

権限や役割について、まず、決裁権はないということを確認させていただきました。

次に、平たく言うと、村長を補佐し、重要な判断や助言を担う役職で、オブザーバー的なポジション、助言及び提言を行うというふうな理解をいたしました。

それと、稟議書や各計画等に目を通していただき、ぜひ村民目線に立った、時には第三者的な立場での適切な提言、助言等も可能と思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

また、村の重要政策をそれぞれの参与が担うわけですから、施策の一貫性が維持され、村民からの信頼、協力が得られ、協働した村づくりの一翼を担う重要な役職でもあると思います。そのためにも、特に役場から発信される情報等に関しましては、住民に正しく伝わりますよう各参与にも注意していただき、適切な助言等をお願いしたいというふうに思います。

では、参与に関して最後の質問なんですが、4月1日付で就任の3人の参与の名称、例えば、〇〇政策参与や〇〇教育参与のようになるのですか。また、3人の参与の具体的な役割分担はどのようになっているのでしょうか。村長、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 堤宏康議員さんの③の4月1日付で就任の3人の参与の名称及

び具体的な役割分担についてのご質問にお答えいたします。

議員の皆様には既に紹介させていただきましたが、この場で改めて紹介させていただきます。

まず、新木恵一氏ですが、長年、群馬県庁に勤務され、健康福祉部長など重要なポストを歴任されました。退任後は、群馬県健康づくり財団専務理事や群馬医療福祉大学教授、桐生市生保適正化第三者委員などを務められました。

続いて、吉澤博通氏ですが、長年、小学校、中学校の教員として勤務され、昭和村の南小学校や昭和中学校で校長を勤め上げられました。平成28年4月から平成31年3月までの3年間、昭和村教育長として村行政にも携わっていただいております。

そして、今井健雄氏ですが、公益財団法人横浜市スポーツ協会の重要ポストを歴任し、退任後は、公益社団法人日本カーリング協会理事などを務める傍ら、自ら会社を立ち上げ、佐賀県などでまちづくりにもご尽力されております。

なお、〇〇政策参与といった名称につきましては、特に定める予定はございません。具体的な役割についてですが、辞令交付の際にそれぞれ指示をさせていただきました。

新木氏には、県部長の経験から、県とのパイプづくりや、公共施設の老朽化や新たな企業誘致などを含めた新たな財源確保をお願いしました。

吉澤氏には、教育行政の経験から学校建設問題、そして部活動の地域移行や縮小傾向にあるスポーツ振興についてお願いしました。

今井氏には、横浜市在住の強みから、横浜市とのさらに強いパイプづくりと、多彩な人脈を生かしたまちづくりをお願いしました。

3名とも、類いまれな知識・経験を有しているだけでなく、この昭和村を今以上によくしたいという意欲と熱意があり、高度で複雑化する課題解決のためにも必要な人材と考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

本村にとって大変必要な人材というふうに理解いたしました。また、重要な政策を担うわけでありますので、ぜひ今後の活躍も期待しております。そして、各参与が、本村の既

存の組織の潤滑剤、調整役となりまして、村長の目指す施策の一貫性が維持され、効率的、スピーディーな行政運営、費用対効果の高い行政運営となりますよう、参与の皆さんの専門的な知識や経験を、ぜひ生かしていただきたいと思います。引き続き、注視してまいりたいと思います。

また、できれば若い職員の能力を引き上げ、そして、役場組織全体のレベルアップをしていくといった視点での各参与の取組にも、期待したいものであります。

次に、教育長に質問いたします。

統合小中学校への取組についてです。

5月に第1回の協議会が開催され、設立についての協議がなされたようです。

そこで、1つ目なのですが、昭和村の統合小中学校の設立に向けた協議会の名称は決まりましたかということなのですが、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 堤宏康議員さんの昭和村の統合小中学校の設立に向けた協議会の正式名称は決まりましたかのご質問にお答えいたします。

これまで、統合小中学校の推進に向けて、新たな協議体として、仮称として昭和村統合小中学校推進協議会と申し上げてまいりましたが、去る5月7日に、第1回の協議会を開催し、その中で委員の皆様にご協議いただき、正式に「昭和村統合小中学校推進協議会」と決定いたしましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

12月の本会議で学校問題、当時はまだ推進協議会（仮称）に関して、このような質問を私はいたしました。ちょっと議事録を振り返ってみたいと思います。

教育長が取りまとめた例の答申、昭和村小学校の統合に向けた検討委員会、令和5年3月、村内小学校の統合に向けた報告書19ページの「おわりに」の中に、義務教育学校という新しい教育制度と昭和村の学校教育の現実との接点を探るべくというような教育長のお考えが見られましたので、構想としては、義務教育学校というのはかなり視野に入っ

ているのかといった質問をいたしました。

教育長からのご答弁で、今回は、教育委員会主導の下という言葉もいただいている中ですので、あくまでも組織が立ち上がった折に、どのような方向で協議をいただくかという意味合いでお答えをしていきたいと思っていますということで、次のご答弁をいただいています。

昭和村の施設一体型の小中学校を建設していくという方向の中で、目指していく教育の一番大切な部分は、小中一貫教育における学力向上及び人間性の発達です。これを9年間かけて進めていこうと思っています。そうした中、こうした小中一貫教育をやっていくために、昭和村の子供たちにとって必要な教育内容、教育形態、教育形態というのは、義務教育学校なのか、併設型の小中学校なのか、連携型なのか、以上3つなんですが、小中一貫教育の効率性の高さからいえば、義務教育学校が一番、次が併設型、連携型では、かなり率が落ちるというふうにデータ上は考えておりますとご答弁いただきました。

また、改めて教育長が取りまとめられました村内小学校統合に向けた報告書を読み返してみますと、文章と経験を通して義務教育学校を理解いただき、昭和村の小中学校の連携にはどの形態が合うのかを討論いただきましたとありました。

そこで、再度、教育長に質問いたしますが、私は、学校形態を踏まえた協議会の名称なのかとも思っていました。そこで、昭和村の統合小中学校推進協議会の設立に当たって、あるいは、この名称の決定に当たって、教育長のおっしゃる目指していく教育の一番大切な部分である小中一貫教育における学力向上及び人間性の発達を9年間かけて進めていくために、最適な学校形態のお考えをお聞かせください。教育長の思いの籠もった学校形態です。ぜひお答えください、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 過去の答弁をたどっていただいてのご質問ということになりますけれども、そのときの方針と何ら変わるものではありません。

一般的に小中一貫教育を行う形態としては、義務教育学校というのが最も効率的であるというのも、これは一般論としてあると思います。ただ、それがこの昭和村の地域にとって最も適切かどうかについては、これからの推進協議会、第2回では既に始まっているわ

けですけれども、それを討議していこうと考えています。

ですので、その中でまた申し上げていこうとは思いますが、人間性を高めたい、そして、学力を高めたいという言葉については、今もって変わりありません。

人間性の中には非認知能力、協力していく力であるとか、自分の力を信じて根気よく続けていく力であるとか、問題解決的な学習過程で力を発揮する力であるとか、あるいは、友達と協力することがとてもうれしい、楽しい、幸せだ、そのように考えていける、実行していける力。

また、それらを通じて、9年間で学力を高めていきたい。現在の学力はいわゆる知識、理解のみならず、それをどのように活用していけるかの部分まで含めて学力と申し上げておりますので、先ほどの人間性の部分と相まって成長していくのかなというふうに思っていますので、答弁になるでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） 心の籠った、大変力の籠ったご答弁ありがとうございました。引き続き、本協議会の活動については、大変村民の関心の高いものでございますので、注視してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

2つ目の質問なんですが、委員構成及び旧建設委員会と重複する委員の割合はどのようになるのでしょうか。教育長、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 堤宏康議員さんの委員構成及び旧建設委員会と重複する委員の割合はどのようになりましたかのご質問にお答えいたします。

まず、昭和村統合小中学校推進協議会の委員構成についてですが、当事者となる小中学生や保育園児の保護者の皆様の意見をより多く取り入れられるように、各小中学校からそれぞれ保護者2名と、学校運営協議会委員など地域有識者1名、保育園からそれぞれ保護者1名を、各学校・保育園を通じて15名の参加を募りました。

あわせて、教育の分野についてさらに踏み込んだ話し合いを行うため、小中学校校長4名、私、教育長、それから、教育委員4名の9名が教育関係者として参加することとし、旧建

設委員会においてご指摘のございました村長及び議員の皆様を除き、旧建設委員会より 5 名少ない合計24名の委員構成で協議を進めていくことといたしました。

次に、旧建設委員会と重複する委員の割合ですが、24名のうち13名が旧建設委員会に参加しており、その割合は約半数の54%となっております。

しかしながら、教育関係者として旧建設委員会に参加していた各小中学校校長 4 名、教育委員 4 名と私を含めた 9 名を除いた保護者や地域の方々だけの割合を見てみますと、15 名中11名が新しく統合小中学校推進委員会にご参加いただいております、旧建設委員会と重複する委員は 4 名となっております。そのため重複委員の割合は、4 分の 1 の27%程度となっておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1 番 堤 宏康君発言〕

○1 番（堤 宏康君） ありがとうございます。

引き続きご協力くださる委員さんがいらっしゃるの、大変心強くも感じます。ぜひこれまでの経験を踏まえて、しかしながら、先入観や思い込みにとらわれることなく、協議へ取り組まれますことをお願い申し上げます。

また、今回より委員となりました皆様におかれましては、思いや疑問点を余すことなく出していただき、より充実した協議会となりますよう期待いたします。

関連してなんですが、過日、推進協議会の資料が配られまして、委員名簿の事務局の中に、先ほども話題にしたんですが、参与が含まれていました。先ほどご紹介いただいたんですが、皆さん既にご存じのように、参与におかれましては委員として、昭和村の学校の在り方についての報告書（令和 4 年 2 月）や、村内小学校の統合に向けた報告書（令和 5 年 3 月）と、本案件の根幹をなす報告書に関わってこられました。また、先ほどもご紹介があったんですが、学校現場での経験も豊富で確かな知識と優れた実績をお持ちと拝察いたします。

このことを踏まえて、本協議会におきまして、参与はどのような役割を担うのでしょうか。本協議会におきましても、事務方ではありますが、さきにご答弁いただいたように、オブザーバー的なポジションで必要に応じて提言や助言といったことも可能であるのでしょうかということを確認したいと思います。教育長、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 本推進協議会における吉澤参与の関わり方についてお答えをしたいと思います。

吉澤参与さんにつきましては、一言で申しますと、事務局員として推進協議会に既にその場にいていただいております。名簿づくりに関しては、参与さんの関係よりも前につくらせてもらったものですから載ってはいないんですが、事実上、その会議には入っていただいております。

今回の推進協議会は24名、1部屋にいるんですけれども、事務局員を除いた方々を4つのグループになって、グループ協議をしながら全体協議という方向に持っていつているわけなんです、そうしたグループ協議の中にも事務局に、そして、参与のほうも入っていただきながら、生の声を聞きながら職務を果たしていただいております。

委員の中からは、4グループの意見をさらに共通項を見いだすべきだというご意見もいただいておりますので、吉田参与さんをはじめ事務局員がファシリテーターとなって、4グループの意見の共通項を見いだすような役割を、第3回からはしていきたいなというふうに思っているところです。

さらに、吉田参与さんにつきましては、この時期に参与として参加いただきましたので、当然のごとく、統合小中学校推進協議会の経営戦略あるいは進め方、そうしたものの大変貴重なオブザーバーとして入っていただいて、可能な限り推進協議会当日にも参加をいただく。それからあわせて、推進協議会とは別ですが、部活動の地域展開のほうも同じような意味合いでやらせてもらっています。

教育委員会の中に、1つのテーブルを用意してもらいましたので、相談をしながらというんですか、それがイコール、若い職員の資質向上にもつながっていくのではないかなというふうに考えております。

具体的なものとしては、推進協議会の素案づくりの段階で、ご助言等をいただいております。それから、ご本人もおっしゃっておったんですが、非常に村民目線については、事務局では難しい部分があるだろうから、その点については、十分な意見交換をしたいということ。それから、調査、資料提供、用意された資料の分析業務、先行している学校の調

査であるとか、説明会等が今後実施されると思うんですけれども、そうした資料作りとか手配の整理であるとか、そんなことを中心にお世話になろうかなと思っております。

以上です。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

既に、吉田参与のほうでは、協議会のみならず、平素の活動の中でもお力を、提言、助言をいただいているということを知っていて、学校問題も少しずつ確実に前に進んでいっているのかなというふうに感じました。ありがとうございます。

既に先ほど教育長からご答弁いただいたんですが、協議会のほうも進んでいるようなんですが、3つ目の質問です。

第1回の協議の内容について教えてください。また、通告後に第2回の協議会が開かれたようですので、その協議の内容についても教えていただければありがたいですが、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 堤宏康議員さんの第1回及び第2回の統合小中学校推進協議会の協議内容について教えてくださいのご質問にお答えいたします。

まず、5月7日に開催した第1回の協議の内容についてですが、協議に先立って、お集まりいただいた皆様に、自己紹介を兼ねて統合小中学校への思いをそれぞれ語っていただきました。その後、協議会設置に至る経緯を説明し、協議会設置要綱の確認とご承認をいただき、正副会長については、会長に私が、副会長に東小学校運営協議会委員である河野太一様を選出されました。

協議の内容につきましては、昭和村統合小中学校推進協議会がどこから議論を始めるのか、出発点を確認する協議を行い、昭和村の小学校3校を統合して1校とし、新しい場所に中学校と一体となった校舎を建設し、郷土愛を育む小中一貫校をつくるという、昭和村小学校の統合に向けた検討委員会の令和5年3月の答申を出発地点とすることを確認しました。あわせて、協議の進め方として、まず教育のソフト面から協議を始め、目指す教育

の形を定めた上で、ハード面を協議していくことを確認しました。

さらに、協議会の内容は速やかに村長及び議会へ報告すること、協議会で決定した事項は、教育委員会に提出し、承認を得た上で、村長へ提言することが確認されました。

次に、5月27日に開催した第2回の協議の内容についてですが、教育のソフト面について、なぜ今、小中一貫教育が必要なのか、これからの時代に求められる教育や、小中一貫教育を効果的に進めるために、義務教育学校や小中併設・連携型一貫校といった新しい学校制度の特徴について理解を深めていただくため、グループ協議を行いました。

また、実践校視察の実施や村民の皆様に向けた広報の内容などについても協議を行いましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

第1回の概要についてなんですが、推進協議会設置に至るまでの経緯というのが、資料の中で取りまとめられたかというふうに思います。その中で、昭和村小学校統合に向けた検討委員会答申、先ほど教育長からもご答弁があったんですが、昭和村小学校3校を統合して1校とし、新しい場所に中学校と一体となった校舎を建設し、郷土愛を育む小中一貫校をつくることを起点とするといったことが、改めて明確に示されたかと思います。

そこで、教育長に質問なんですが、12月の本会議でも質問させていただいたんですが、新しい場所に関して、私は、小学校3校を統合すると、公平性の観点から、現在、小学校がある場所に持っていくと不公平感があるので、あえて新しい場所、つまり、小学校としては新しい場所に造りますよというふうに、この答申は組み立てられているというふうに解釈したのですが、統合小学校として、新しい場所に中学校と一体ということであれば、統合小学校としては新しい場所、しかし、中学校としてはそのまま現在地でもいいのではないかといった解釈は可能でしょうか。教育長、お答えください。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 新しい場所の認識についてお答えしたいと思います。

過日、別の議員さんからもお訪ねをいただいた部分ではあるんですけども、あるいは、

推進協議会の中から、委員の方からも問いがあったことであります。

新しい場所についての認識なんですが、現在、学校建物が建っていない真っさらな場所というイメージが1つあると思います。それとともに、既存施設を活用した統合小中学校という考え方もあり、新しいという場合にどこか1か所を使った場合、残りの3校にとっては新しい場所というような意味合いになろうかと思います。その両者の意味を含めて新しい場所というふうに、現在、認識しています。分かりづらかったでしょうか。

新しい場所というのは、現在、建物が建っていない新しい場所という認識が1つありますが、それとともに、4校の校舎施設を活用して、小中をそこに集めるという意味合いでの新しい場所という認識もあるという意味です。

以上です。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） 確認なんですが、新しい場所の一つのイメージとしては、真っさらな状態、更地状態が1つの考え方で、もう一つは、既存の4校あるその中に、統合した学校を持っていくのだから、そこも統合の学校としては新しい場所というような意味合いでよろしいのでしょうか。

それと、先ほど私が申し上げた小学校3校として既存の学校に持っていく場合に、平たく言うと、現昭和中学校の学校地といったことも、今の教育長の解釈ですと可能といった認識でよろしいのでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 全て推進協議会の中でじっくりと協議していくところですが、今の堤議員さんのおっしゃる候補地も、可能性として十分あります。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

ちょっと新しい場所の解釈というのをきちんとしておかないと、また後で齟齬ですとかが起こる可能性もあるのかなということで、この場でちょっと確認させていただきました。

やはり従来と解釈がちょっと変わってきたのかなというような印象は、私は正直受けました。よろしくお願いします。

次に、第2回の概要についてなんですが、過日配られました資料を見ますと、小中一貫教育についての協議が、かなり具体的に成されたのではないかなというふうに思います。資料2の小中一貫教育において、生きる力を効果的に育む学校制度の理解と選択等の資料が、委員さんに配付されたようなんですが、その中では、学校形態の定義づけ、あるいは、各学校種の特徴の比較がコンパクトにまとまっています。

そこで、教育長に質問なんですが、これらの資料は、村民の新しい学校に対する関心の高まりや理解の深まりにもつながるのではないかと思われる資料だと思います。また、この資料に限らず、協議会で使用した資料は、広く一般に公開していく価値が大変高いのではないかというふうに思いますので、ぜひ公開について、現在、教育長はどのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせ願えればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 推進協議会で使いました資料の公開についてのご質問というふうになります。

その資料の公開あるいは掲載に関しては、第3回の推進協議会にて、前向きに検討したいと思っております。大変膨大な量になっていくのではありますけれども、ご指摘もいただいておりますし、実際に使っている資料で委員さん方はそれを手持ちに持って、お近くの方や関係の方とお話をする機会も多分にございますので、次回の推進協議会で諮っていきたいと思います。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。ぜひ積極的な情報公開をお願いしたいと思います。

4つ目の質問なんですが、所掌事項はどのように決まったのでしょうか、教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 堤宏康議員さんの所掌事項はどのようになりましたかのご質問にお答えいたします。

さきの答弁でも触れましたとおり、第1回の協議会において承認されました昭和村統合小中学校推進協議会設置要綱の第2条に所掌事項を定めております。

内容を読み上げさせていただきますと、第2条、推進協議会は、次に掲げる事項について協議及び調査を行い、その結果を昭和村教育委員会に報告するものとする。

第1号 これからの教育(小中一貫教育・教育課程編成)等について。

第2号 統合小中学校の学校施設の在り方及び建設候補地について。

第3号 推進協議会の進捗状況・協議内容の村民・保護者等への説明や周知について。

第4号 その他統合に向けて必要な事項に関すること。

以上となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。大変重要な所掌事項かというふうに感じました。

また、過日の資料に関連しているんですが、推進協議会ではなく公開資料、共に学び、共に育つ学びやづくり等の資料の配付を考えているようですが、その中でも村長の指示でもあるまずはソフト面からということでもあり、その資料を見ますと、ステップ1で、学びの形、教育のソフト面ということで、小中切れ目のない新しい教育を実践するために適した学校の仕組み、教育長に学校形態の部分というふうに推察いたしますが、ここが決まらないと前に進まないかなというふうに思いますので、ぜひ早い時期で学校形態の提言を、今回、教育長主導で協議し、教育委員会でそれを取りまとめ、村長へ提言というような流れかと思いますので、できるだけ早い時期の提言をお願いしたいなというふうに思います。

3月議会におきましても教育長に、スケジュールにも関係するんですが、開校年度について、私、質問したんですが、いたずらに時間をかけてよい議論ではないため、スピード感を持ちつつ開校までのロードマップを示すなど、村民の皆様から理解を得られるよう丁

寧な議論を進めてまいりたいと考えておりますといったご答弁をいただいております。まさにそのとおりかというふうに思います。

また、過日配付の第6次総合計画SHOWA未来プラン2034では、基本計画39ページ、成果指標に、統合小中学校建設の進捗状況が、令和11年度目標で100%と設定されているので、大変スケジュール的にも、もしこの計画にのっとるのであれば、タイトなスケジュールになってくるのではないかというふうに推察いたしましたので、ちょっと取り上げてみました。よろしくお願いいたします。

私は、本学校問題の根幹は、細かな問題は3つあると思うんです。1つは学校形態の問題、2つ目は建設地の問題、そして、3つ目は開校年度の問題。これらのことは、村民の大変関心の高いことでもございますので、ぜひ教育長のマネジメントの下、委員の皆様、事務局、時には役場関係者の皆様各課が力を合わせ、本村にとって最適な学校になりますよう協議をいただき、村長に提言し、また、村民にその具体的な姿を示していただきますようお願い申し上げ、私の質問を終わりとしたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（永井一行君） お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

3時に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後 2時41分休憩

午後 3時00再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○議長（永井一行君） 一般質問を許可します。

次に、10番議員 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） さきの通告により一般質問を行います。

まず、行政コストにおいて、年々、物価高騰が続く中で、事業課である建設課にあっては、事業延長が伸びづらい観があります。

そこでお聞きいたします。

最小の経費で最大の効果を目指して、日々精進なされていると思いますが、舗装道路の設計が画一的に切削工法による打ち替えで行われているようでございまして、もう一つの方法である既設の道路にオーバーレイをする方法があらうかと考えますが、アスファルト舗装要綱の指針によるT Aをどのように捉えているのかお聞きいたします。

また、重交通が想定される幹線道路の捉え方とその他道路とでは、T Aが違うと思います。そのあたりの見解をお聞かせ願います。

また、今後5年間で順次舗装の打ち替えをする予定路線の事業費の見込みをお聞かせ願います。それから、関連がありますので、外側線の延長と総事業費の見込みについても併せてお聞かせ願います。

これは5か年の計画ということですので、非常に難しい場面もあらうかと思いますが、それらを想定した中でどのように、年間予算2億何千万という中で、2億5,000万ぐらいのお金が動いているわけですが、それらをどういうふうにも有効に活用していくか、その辺のお考えを村長と建設課長にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 加藤生議員さんの道路舗装の改修計画についてのご質問にお答えいたします。

最初のご質問のアスファルト舗装の指針によるT Aをどのように捉えているのかについては、建設課長から答えさせますのでよろしくお願いいたします。

次のご質問の今後5年間の工事予定の総事業費の見込みですが、過去5年間の道路維持に係る年間の平均工事費は、8款の土木費では約2億1,130万円、6款農林水産業費は約4,300万円で、合計約2億5,430万円の道路整備工事を実施しております。

今後5年間の総事業費の見込みについては、住民からの請願や陳情への対応や、緊急対応が必要な箇所の発生、道路の状況により変動しますが、過去の平均額から算出しますと

12億円を超える事業費になるかと思います。

このほかにも、君河原橋の耐震補強工事も進めて行きますので、補助事業や交付金事業等を有効に活用して、計画的に道路整備を実施していきたいと考えております。

また、外側線の延長と総事業費ですが、昨年度は1,000万円の予算で、施工延長は、外側線6.9キロメートル、センターライン2.4キロメートルを施工いたしました。今年度においても、事業費1,000万円の予算を確保しておりますので、必要箇所を見極めて施工してまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 建設課長。

〔建設課長 小林 勉君発言〕

○建設課長（小林 勉君） 加藤生議員さんの道路舗装の改修計画について質問にお答えいたします。

アスファルト舗装の指針によるTAをどのように捉えているのかですが、アスファルト舗装の構造設計手法の一つであるTAですが、信頼度、設計期間、舗装計画交通量、路床の設計CBRの条件によって決まる指標として認識しております。施工場所や周辺状況によって各条件は異なるため、昭和村全域での画一的なTAの基準は設けておりません。

ただし、国や県の補助金を活用した舗装工事では、設計コンサルの段階で指標の一つとして活用しており、村単独の工事では、舗装設計に当たって、路床の支持力や通行する車両の状況、地域の特性や整備目的、予算等を総合的に勘案して、適切な舗装構成を個別に判断しております。その際、舗装構造設計の考え方の一つであるTAの指標も、必要に応じて設計の参考として活用しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 建設課長にお聞きしますが、幹線道路のTAをどのように捉えているか。それと、その他道路、要するに5メートルない暫定5メートルの道路等では、4メートルとかそういった道路とでは、おのずと違うと思いますので、それらのTAを幾つに考えているか、分かったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（永井一行君） 建設課長。

〔建設課長 小林 勉君発言〕

○建設課長（小林 勉君） T Aの捉え方でございますが、先ほど申したとおり、路盤の状態に応じて、路盤の上層、下層、換算厚を算出して、必要等値換算厚を導くため、C B R 数値等を設計しております。そのため、数値を設計して、交通量の区分や交通の繰り返しの重荷に対して耐えられる期間である設計期間等を通して、必要なT Aを用いて、アスファルト舗装増や上層、下層の係数を求めて、全体的な層厚を算出してトータルで必要な強さを求めております。そのため、そういった関係で、特定の幅の幹線に関しては、総合的に判断しております。お願いします。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 何でT Aにこだわるかというと、T Aは1が1センチというのは、アスファルトの舗装の厚さ、だから4センチの厚さの表層が4センチだといえ、T Aは4なんだよ。そこから下が、粒度調整は0.25とか、碎石40－0は幾つということが、支持力というか、その厚さが決まってくるわけです。

それと、あと一つは凍結深といって、ここは凍るから凍ることに対してどうかという、それまで含めた中で考えているんだから、建設課長さんが、では、この道路については、T Aは幾つだから、どういうふうに設計してもらいたいんだよということで、建設課長さんが設計コンサルに指示を出して言っているんだから、その辺の話はどうかと思って、聞かせてもらいたいと思って質問したわけです。その辺が分かれば、ちょっと教えていただきたい。

例えば、今、建設課は直接やっていないかもしれないけれども、県でやっているかもしれないけれども、大規模農道の置き替えを含めた中で、層厚で物すごく80センチか90か掘ってやっているのを見るんだけど、それらはT Aは幾つでやっているのかなと。昔、大規模は、4センチ、4センチで、アスファルトが4センチかければ、下が基盤舗装でやはり4センチで8センチ。あそこは重交通見ていたから、10センチやっていたかもしれないけれども。

それをただ切削だけでやっていたんでは、その厚さが満たされていないんじゃないかという気がしたもので、やはり最小の経費で最大の効果を発揮するのが行政の力だと思うんで、ぜひひとつ建設課長のその辺の指示をどういうふうに出しているかなと思ったもので、

4メートルぐらいの道路だったら、別に表層を剥がないで、そのままの形でその上に4センチのオーバーレイしてやれば、十分値段も安くて、もつんではないかなと。素人考えだから分からないから、建設課長に教わっているんだけど、ぜひその辺どうなんだか、ちょっと教えていただければありがたいなと思っているんだけど。

○議長（永井一行君） 建設課長。

〔建設課長 小林 勉君発言〕

○建設課長（小林 勉君） 大変ちょっと抽象的で申し訳ございませんけれども、一般的な工事を見させていただくと、アスファルト舗装とかになりますと、表層が4センチとか5センチとかを使った数値で設計しているのが多くあります。そういったことで、また、換算して、下層の部分とかを計算して出されていくような感じで捉えさせております。よろしくをお願いします。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） それと、いま一つ課長にお願いしておきたいのは、5か年計画でいいから、その中にはどの路線というような中で、来年度はこのくらいの予算のようなんだよという形で、総務課長にどんどん要求を出して、要求のないところは査定なしと言われるんだから、要望をどんどん出さなければ、総務課長が5億つけてやるべと思ったけれども、建設課から出てきたのが2億だから、では、2億でいいんかということになってしまうから、その辺もひとつよく考慮しておいてもらって、ぜひ予算づけを頑張っていたきたいと思います。

みんなの希望は、やはり道路があまり傷まないうちにやってもらえば、オーバーレイで済むのが、亀甲状のクラックが入ってしまっ、もうどうにも支持力がなくなってしまえば、全部剥いでやらなくてはならないような状態になってしまうんで、できれば早めに手当てするほうがいいと思うんで、それらを含めた中でひとつ、国債を買う余裕があるんだから、少しそちらのほうに回してもらって、ぜひ使っていただきたいと思います。

建設費は約3割高騰していると言われてますんで、3割の利潤がつく金融商品はないと思いますんで、ぜひ課長とよく相談して、村長とよく相談した中で、村民が望む工事をぜひやっていただきたいと思います。

だから逆に、村長には5か年計画の中で、どの路線をやっていくかということの中で、これは国庫補助、これは県単事業、これは村単独事業という形で振り分けられると思うんで、それはよく相談した中で、財政と相談しながら進めていっていただきたいと思いますけれども、その辺の見解をひとつ村長からお願いします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 加藤生議員の質問にお答えいたします。

先ほど5か年の関係のお話もしましたけれども、本当に費用対効果で、最大限の効果を得るということは、本当に大事かと思っております。

ただ、要望されたものがなかなかできない部分もございますけれども、ここにあるように、いろいろな交付金また補助金を使いながら、多面的機能支払交付金も使いながら、うまく要望された、または請願にされたものが順送りされないように、なるべく進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 我々議員も、請願・陳情が出てくると、道路の関係は、どうしても優先的にやはり採択してやりたいなという中で、採択という形が多くなります。ぜひそれらを4年以内に完成ができるような形で進めていただければと思うんですが、その辺を含めて、今後の道路行政をしっかりとらみながらやっていただければと思いますけれども、もう一度、村長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） この間、農業委員さんのほうの会議のときにもちょっとお話ししたんですけれども、赤城西麓土地改良事業の関係もそうなんですが、やはり国としますと、非常にやり方が圃場扱いが変わってきていまして、補助金という形で当初予算として組みたがらないというのが実態ではないかと思っています。

ですから、なるべく当初予算で組んでいただくような形で、国のほうにももちろん要望

していかないと、なかなか予算が取りづらい状況に、農林予算もそうなんですけれども、そういった形になっておりますので、国会議員さんはじめ皆さん方に要望して、なるべく当初予算に組んでいただくような話で進めていきたいと思います。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔１０番 加藤 生君発言〕

○１０番（加藤 生君） 今、村長のほうから、赤城西麓というような声が出ましたんで、質問にはないんですが、赤城西麓土地改良区、これらに対してほかの改良区もございます。これらを含めた中で、受益者負担という形で、昭和村でも随分、補助を出してもらって、受益者ももちろん負担しているんですけれども。

それらを含めた中で、ぜひ農林水産省に言っていたきたいのは、受益者負担は、もう国のほうで全額負担してやるんだというような気持ちの中でやっていただければ、農業所得の保証、また、いろいろな意見の中であるんですけれども、ぜひそれらを含めた中で、全部の農家の人が潤うというような中では、受益者負担をなくすという形で、水が好きなように使えるというような利用方法が一番望ましいのではなかろうかと思うわけで、ぜひこれらを含めた中、国会議員の先生方をお願いしたり、各種の会議等があった中で、村長が顔を合わせたら、ぜひひとつお願いしたいと思います。村長の顔を見たら、国会議員が逃げ出すぐらい、しつこくひとつやっていただければと思いますけれども、よろしく願いします。

それから、建設課長のほうへは、ぜひもう少しアスファルト舗装要綱を勉強して、ＣＢＲはもちろん分かるし、凍結深も分かるし、いろいろやってきたから全部分かる。でもやはり基本は、アスファルト舗装要綱に基づいた中で、いろいろ勘案して、ぜひ切削が安いんだから、オーバーレイしてももつんだからという非常に悩ましい場面もあろうかと思いますが、それらは経験を積んだ中で判断していただいて、５年なり、１０年なり長持ちするような形でやっていただければと思いますけれども、これからも切磋琢磨してみんなで伸びていっていただきたいと思います。

私の質問はこれで終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（永井一行君） これにて、本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（永井一行君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は6日午前9時に開きますから、ご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 3時17分散会